

富士河口湖町
子ども・子育て支援事業計画

富士河口湖町
平成 27 年 3 月

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
4 計画の策定体制	2
第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く状況	3
1 人口や出生数の様子	3
2 教育・保育サービスの様子	7
3 ニーズ調査（アンケート）からみえる子どもと子育ての様子	11
4 富士河口湖町の課題	20
第3章 本計画の基本的な考え方	21
1 計画の基本理念	21
2 計画の基本的な視点	21
3 計画の目標	22
第4章 ニーズに沿った切れ目ない環境づくり	25
子ども・子育て支援給付 および 地域子ども・子育て支援事業の計画的かつ総合的な実施	25
第5章 地域の支えあいのなかで子どもを育てる環境づくり	27
1 地域での子育てを支えるネットワークづくり	27
2 支援を必要とする子育て世帯への取組	29
3 仕事と家庭生活の両立へ向けた啓発	33
第6章 すこやかに子どもが育つ未来づくり	34
1 母子保健、小児医療等医療サービスの充実	34
2 学校や家庭・地域の教育環境整備	37
3 食育の推進	41

4 次代の親の育成、児童の健全育成	42
第7章 安全で不安なく子どもが育つ地域づくり.....	44
1 子育ての経済的負担の軽減.....	44
2 子育てしやすい都市環境の整備.....	45
3 子どもを犯罪や事件事故等から守るための活動の推進	47
第8章 子ども・子育て支援事業に係る量の見込みと確保方策	48
1 子ども・子育て支援事業の実施にあたっての基本的な考え方	48
2 教育・保育.....	53
3 地域子ども・子育て支援事業	55
第9章 計画の推進と子ども・子育て会議を中心とした評価・検証	59
1 富士河口湖町子ども・子育て会議によるP D C A ^(※) サイクルの着実な実施.....	59
2 計画の評価.....	60
3 計画の見直し.....	60
富士河口湖町子ども・子育て会議委員名簿	61

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

わが国では、急速な少子化・核家族化の進行と子ども・子育て支援が質・量共に不足している現状のなか、子育て家庭における孤独感・負担感の増加と共に、都市部中心に待機児童の増加が深刻な問題となっています。

これら現状から、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」「認定こども園の改正」「子ども・子育て支援法及び認定こども園の一部改正法施行に伴う関係法律の整備に関する法律」のいわゆる「子ども・子育て関連3法」が成立し、これら法律に基づく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月から施行されます。

なお、子ども・子育て支援新制度は、全ての子どもに良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目指し創設されたもので次の3つの目的をあげています。

- ① 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
- ② 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
- ③ 地域の子ども・子育て支援の充実

この新制度を施行するに当たり、子ども・子育て支援法は全ての自治体に教育・保育及び地域子ども・子育て事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（「子ども・子育て支援事業計画」）の策定を義務付けています。

本町は、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定されたのち、同法第9条の規定に基づいて、平成17年3月に「富士河口湖町次世代育成支援地域行動計画」を策定し子育て支援施策を計画的に推進してきました。この計画では「すくすくとのびやかに笑顔あふれるふじかわぐちこ」を基本理念として、本町で子どもを産み、生まれる喜びと育てる楽しさを感じとれるまちづくりを目指し、計画に示した各種子育て支援施策を実行してきました。そして、子ども・子育て支援事業計画は次世代育成支援対策推進法に基づく計画等を統合した子どもに関する総合計画として策定し、平成27年度以降はこの新しい計画に基づき、少子化解消に向けて、質の高い幼児教育の教育・保育の二ーズに応じた子育て支援施策を計画的に実施します。

2 計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画として、子ども・子育て支援事業が総合的かつ計画的に実施されるように策定します。また、次世代育成支援対策推進法第 8 条に規定する次世代育成支援地域行動計画として、本町が次世代育成に関して引き続き取り組むべき内容についても定めています。

この計画の実施にあたっては、上位計画である第 1 次富士河口湖町総合計画や、関連する富士河口湖町第 4 期障害福祉計画等の他の計画、山梨県の子ども・子育て支援事業実施計画との整合・調整を図っていきます。

3 計画の期間

計画期間は、平成 27 年度を初年度として、平成 31 年度までの 5 か年とします。

ただし、計画期間中に状況の変化などが生じた場合には、必要に応じて、計画の見直しを行うこととします。

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
子ども・子育て支援事業計画	(ニーズ調査)	(策定作業)	▶ 子ども・子育て支援事業計画(計画期間:5年)				

4 計画の策定体制

本計画の策定及び計画期間の実施状況の調査審議のために、子ども・子育て支援法第 77 条に基づき、富士河口湖町子ども・子育て会議条例を制定し、「富士河口湖町子ども・子育て会議」が設置されました。

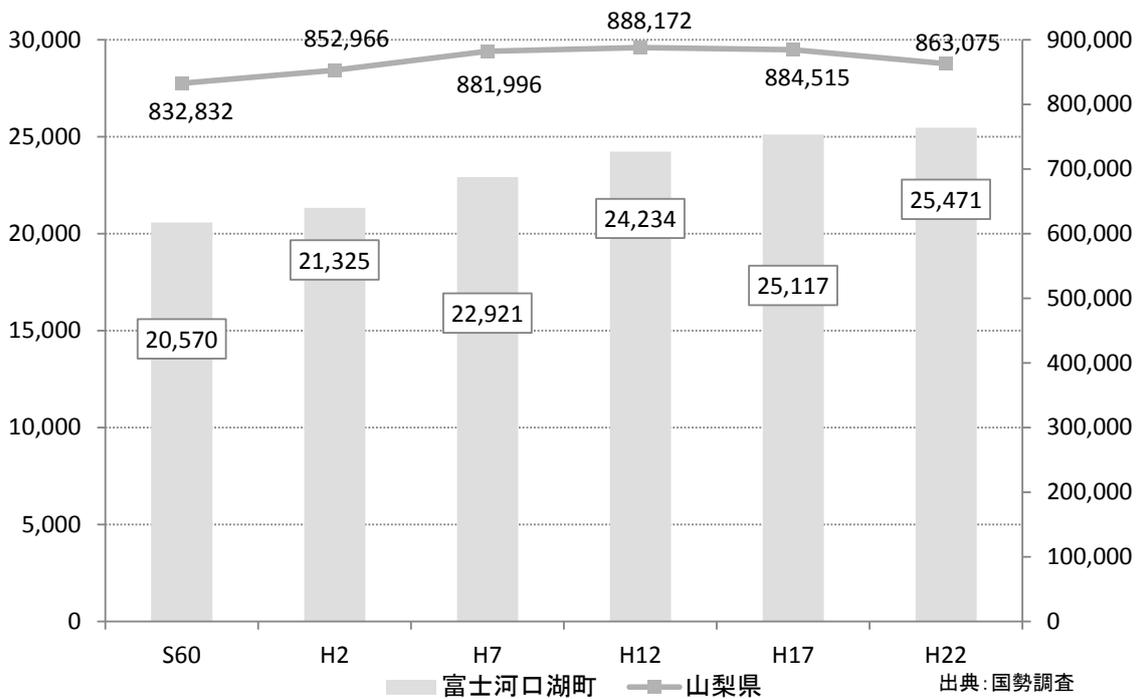
第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く状況

1 人口や出生数の様子

(1) 人口の推移

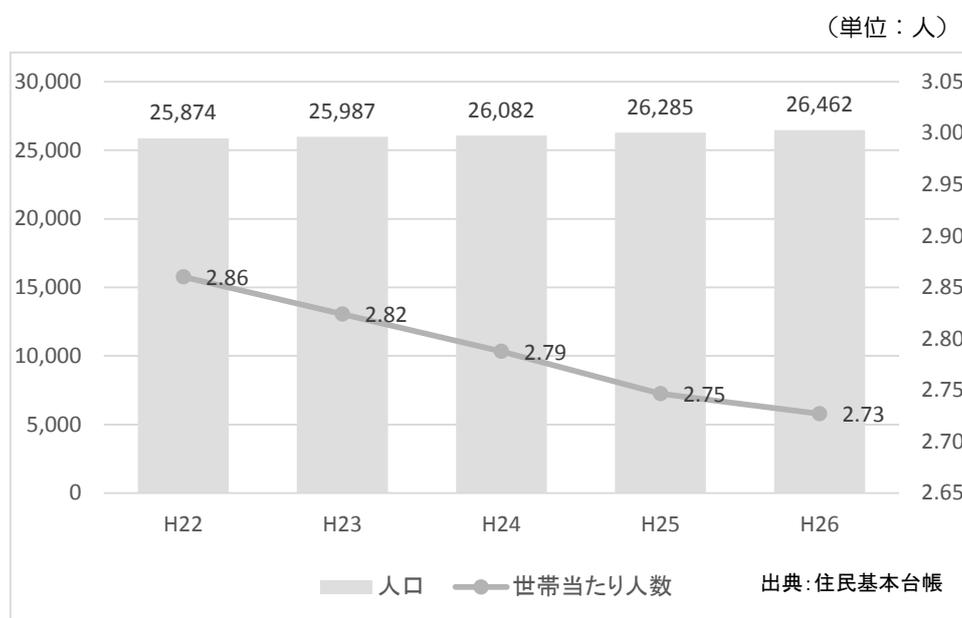
山梨県全体の人口が減少に転じる中でも増加傾向にあります。

(単位：人)

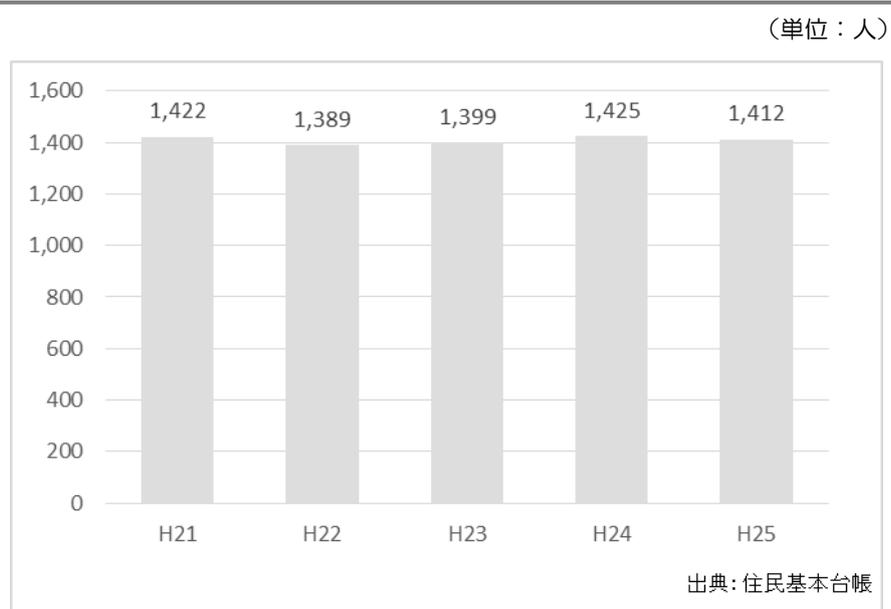


※ 旧河口湖町、旧勝山村、旧足和田村を含む。
旧上九一色村は合併前の全域を算入している。

現在も人口は増加していますが、
1世帯当たり人数は減少傾向にあります。



未就学児童の数はほぼ横ばいです。

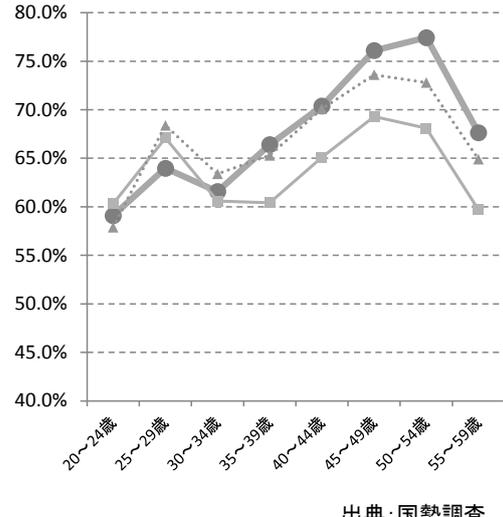
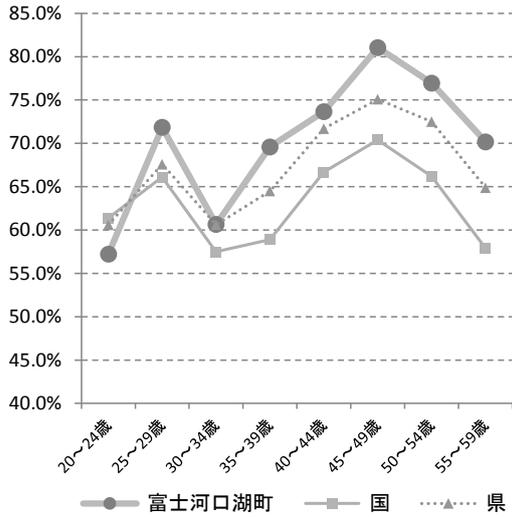


20歳代女性の就業率は国の平均を下回っていますが、
30歳代以降の就業率は、国平均を上回っています。

女性の就業率の比較（富士河口湖町・国・山梨県）

a.平成17年度

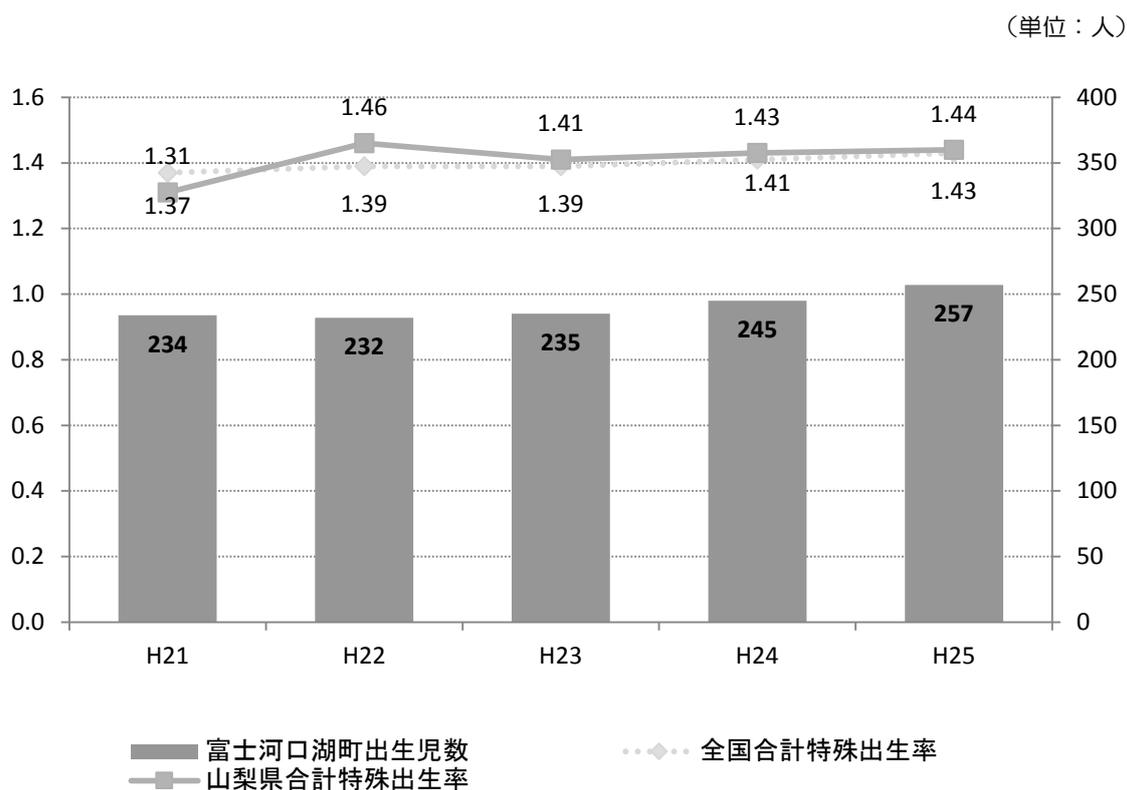
b.平成22年度（単位：％）



出典：国勢調査

(2) 出生数の推移

国及び県の合計特殊出生率はほぼ横ばいですが
本町の出生数はやや増加傾向となっています。



出典：人口動態調査

2 教育・保育サービスの様子

(1) 施設を利用して行う事業

① 保育所入所児童数の推移

保育所に入所する児童数はゆるやかな増加傾向がみられます。子育て世代の保育ニーズに応える環境づくりに努め、現在「待機児童」は町内において発生していません。

(単位：人)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
0 歳児	4	18	3	9	8
1 歳児	37	48	41	55	62
2 歳児	67	77	74	65	85
3 歳児	194	182	198	171	186
4 歳児	188	188	192	201	177
5 歳児	188	188	193	192	195
合計	678	701	701	693	713

② 保育所入所児童数の推移

町内には、現在、公立保育所が 8 か所開設されており、乳児保育、延長保育を充実させています。

(単位：か所、人、%)

区分		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
保育所数		9	9	8	8	8
定員数		1,000	1,000	960	960	960
入所児童数	児童数	678	701	701	693	713
	入所率	68	70	73	72	74
乳児(0歳児)保育	か所数	2	2	3	3	3
	児童数	4	18	3	9	8
延長保育	か所数	1	1	8	8	8
	児童数	6	9	37	39	-
休日保育	か所数	1	1	4	4	3
	児童数	4	2	5	8	10

③ 幼稚園入園児童数の推移

町内から幼稚園に通園する児童の数は、全体的にみると減少傾向にあります。

(単位：人)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
3 歳児	24	25	23	18	13
4 歳児	25	23	23	22	20
5 歳児	25	19	21	19	23
合計	74	67	67	59	56

④ 小学生対象の事業

小学生を対象に、放課後帰宅しても保護者がいない子どもを預かり、遊びの指導などを行う放課後児童クラブは、町内に 7 か所開設されています。

全体で見ると、利用者は平成 25 年度にかけて減少したものの、平成 26 年度には増加に転じました。個別の児童クラブの人数については、毎年の児童数の兼ね合いから、一定した傾向はみられません。

(単位：人)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
船津ふれあい児童クラブ	148	130	111	99	96
小立ふれあい児童クラブ	67	69	68	69	70
大石ふれあい児童クラブ	38	34	25	30	35
河口ふれあい児童クラブ	48	42	27	28	35
子ども未来創造館放課後児童クラブ	46	50	48	49	60
勝山児童クラブ	57	67	63	70	79
足和田児童クラブ	43	47	39	35	30
合計	447	439	381	380	405

(2) その他の子育て支援事業

本町では、その他に子育て支援事業として、以下のような事業を行っています。

◆ファミリー・サポート・センター

育児の応援を依頼したい人と育児を応援できる人を会員として登録し、相互援助を行う子育て支援事業として推進しています。6年経過しましたが、依頼件数は増加がみられます。また、活動件数は活動内容（困難依頼等）により増減がみられます。

(単位：人)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
おねがい会員	74	92	112	139	153
まかせて会員	63	67	70	74	77
両方会員	5	11	19	19	19
合計	142	170	201	232	249

(単位：件)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
顔合わせ件数	51	46	24	33	20
依頼件数	514	921	370	468	710
実活動数	436	819	368	458	704

(3) 次世代育成支援地域行動計画の目標事業量の状況

本町が取り組んできた「富士河口湖町次世代育成支援地域行動計画（後期行動計画）」に掲げた目標事業量についての取組状況は次のとおりです。放課後児童健全育成事業の開設箇所の増加や延長保育事業の利用者増加等により、8項目は目標水準を達成しました。しかし、4項目は未達でした。この計画において再度検討して、必要な事業について取組を進めます。

事業名		平成 21 年度 (前計画目標値)	平成 25 年度 (実績)	平成 26 年度 (目標値)
認可保育所（利用人数）		750 人	723 人	780 人
家庭的保育（利用人数）		0 人	0 人	6 人
延長保育事業（利用人数）		30 人	114 人	60 人
休日保育事業		1 か所	1 か所	1 か所
病児・病後児 保育事業	病児・病後児対応型	0 か所	0 か所	0 か所
	体調不良児対応型	0 か所	0 か所	1 か所
一時預かり事業		1 か所	1 か所	1 か所
放課後児童健全育成事業		7 か所	9 か所	9 か所
地域子育て支 援拠点事業	ひろば型	1 か所	1 か所	1 か所
	センター型	0 か所	0 か所	1 か所
	児童館型	0 か所	0 か所	0 か所
ファミリー・サポート・センター事業		1 か所	1 か所	1 か所

3 ニーズ調査（アンケート）からみえる子どもと子育ての様子

(1) 調査の概要

① 調査目的

「富士河口湖町子ども・子育て支援事業計画」における、確保を図るべき教育・保育・子育て支援の「量の見込み」を算出するにあたって、住民の教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握するためにアンケート調査を行いました。

② 調査期間

平成25年11月15日から平成25年11月25日まで

③ 調査対象及び調査方法

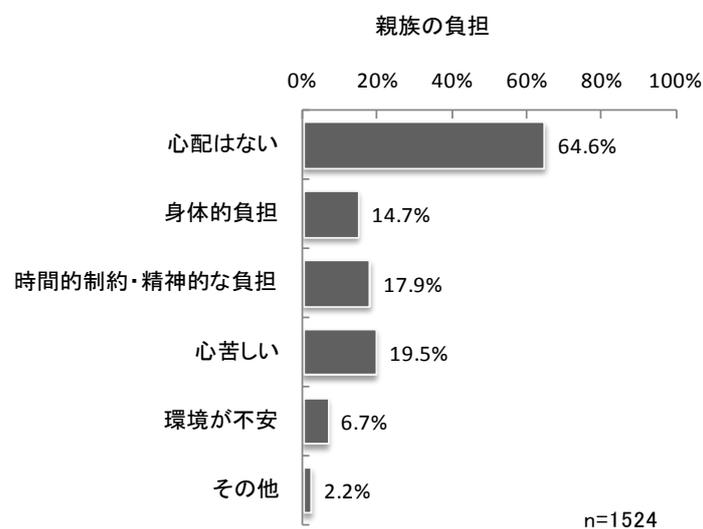
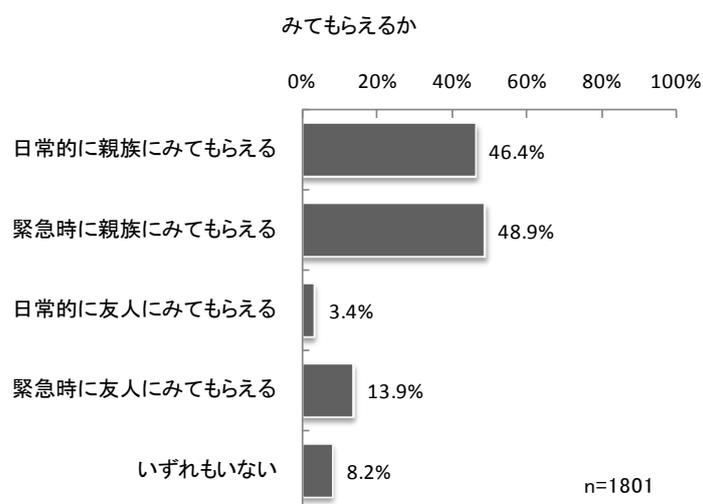
(単位：件、%)

区分	調査対象	調査方法	配付数	回収数	回収率	無効
未就学児	小学校就学 前の児童	施設配付 郵送配付	1,124	793	70.55%	0
小学生	小学生	学校配付	1,134	1,024	90.29%	13
合 計			2,258	1,817	80.46%	13

(2) 調査結果

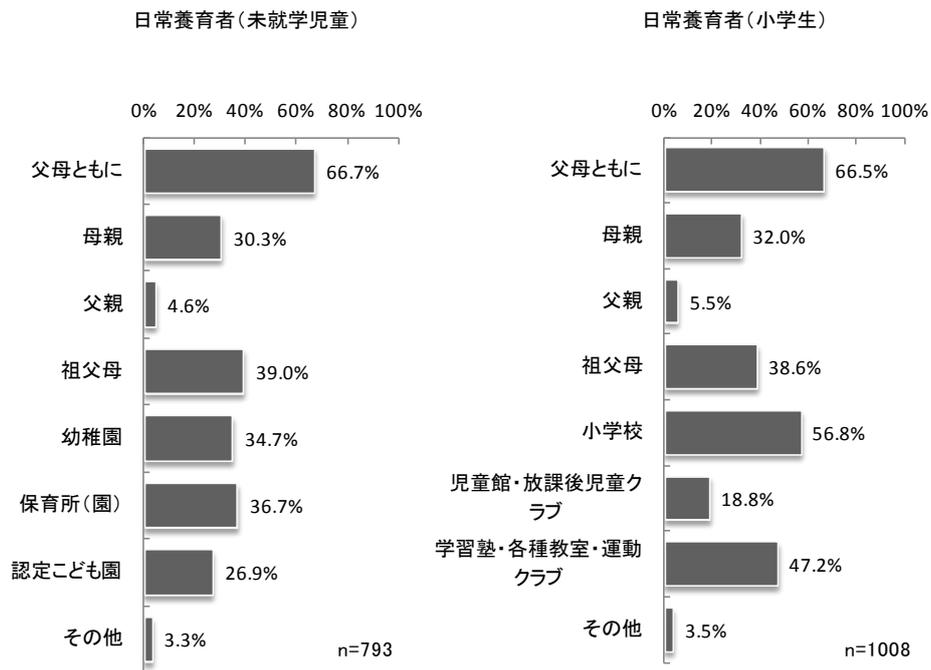
① 日常的もしくは緊急時にみてもらえる人がいるか、預かる方の負担について

日常的にも、緊急時にも「みてもらえる人がいない」と回答した割合は8.2%でした。50%弱は親族にみてもらえると回答しており、そのうちの64.6%が親族の負担について「心配はない」と回答しています。



② 日常的な養育者について

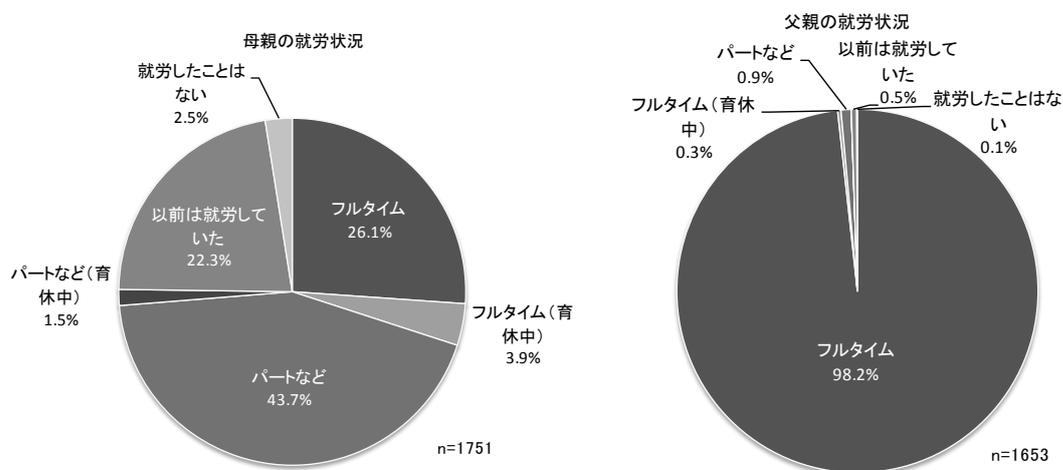
日常的な養育者としては、未就学児童、小学生共に「父母ともに」が最も多くなっています。未就学児童では「祖父母」、「保育所（園）」、「幼稚園」、「母親」と続いています。小学生では「小学校」、「学習塾・各種教室・運動クラブ」、「祖父母」、「母親」でした。



③ 両親の就労状況について

就労状況をみると、母親は「パートなど」（育休中含む）が43.7%と最も多く、以降「フルタイム」と「以前は就労していた」が20%台が続いています。父親は98.2%が「フルタイム」となっています。

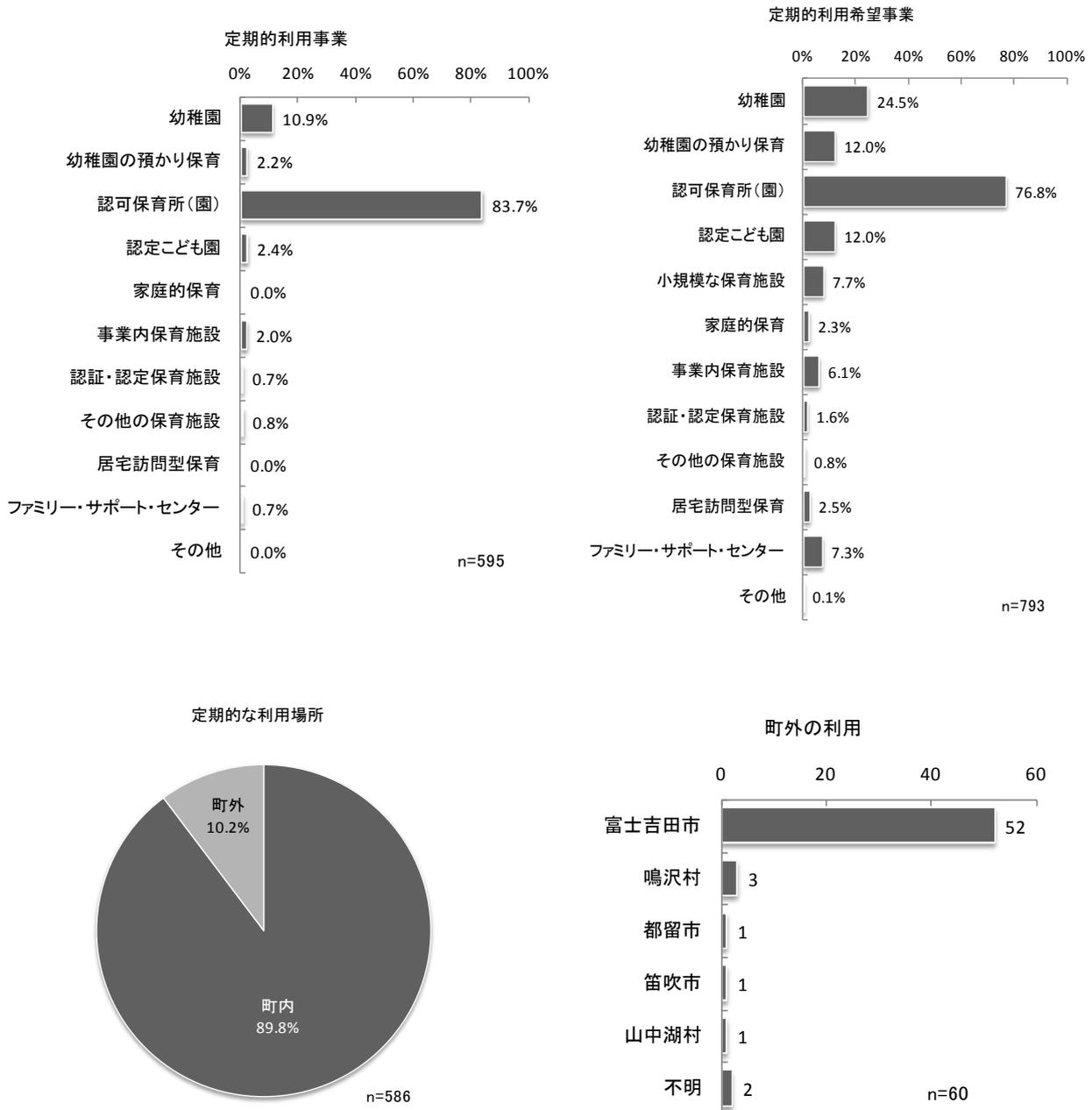
育休中（フルタイム・パートの合計）という回答は、母親では94人、5.4%でしたが、父親の場合は5人、0.3%でした。



④ 未就学児の教育・保育の利用状況について

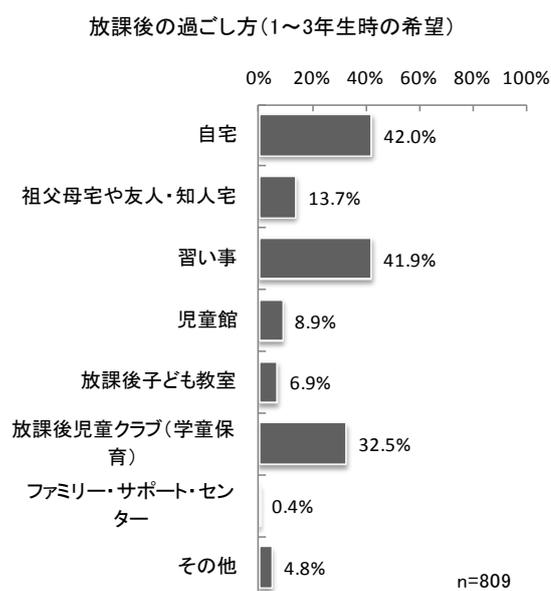
幼稚園や保育所などの定期的な教育・保育の利用状況をみると、83.7%は認可保育所、10.9%は幼稚園を利用しています。利用希望では、「幼稚園」、「幼稚園の預かり保育」、「認定こども園」「小規模な保育施設」や「ファミリー・サポート・センター」の割合が増加しています。

町外を利用する割合は 10.2%であり、隣接する富士吉田市が最も多くなっています。



⑤ 小学生の放課後の過ごし方の希望について

小学生の放課後の過ごし方（過ごす場所）の希望として、低学年では、「自宅」が42.0%で最も多く、次いで、僅差で「習い事」41.9%、「放課後児童クラブ」32.5%が挙がっています。日数平均では「放課後児童クラブ」が3.6日、「自宅」が3.4日、「児童館」が2.7日でした。

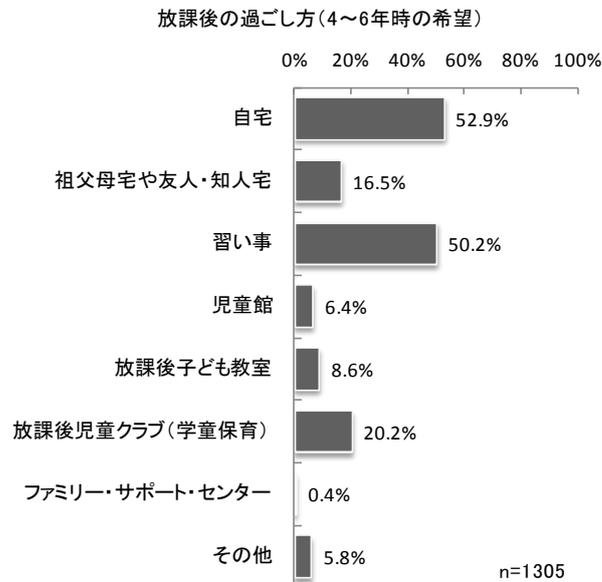


(単位：人、日)

放課後の過ごし方	回答者数	日数合計	日数平均	日数最大
自宅	340	1,142	3.4	7
祖父母宅や友人・知人宅	111	281	2.5	5
習い事	342	781	2.3	6
児童館	92	248	2.7	6
放課後子ども教室	74	123	1.7	6
放課後児童クラブ	279	994	3.6	7
ファミリー・サポート・センター	32	12	0.4	6
その他	59	86	1.5	6

※日数は1週間当たりの日数

高学年では、「自宅」が52.9%で最も多く、以降「習い事」が50.2%、「放課後児童クラブ」20.2%となっています。日数平均では「ファミリー・サポート・センター」が4.0日、「自宅」と「放課後児童クラブ」が3.4日、「児童館」が3.2日でした。



(単位：人、日)

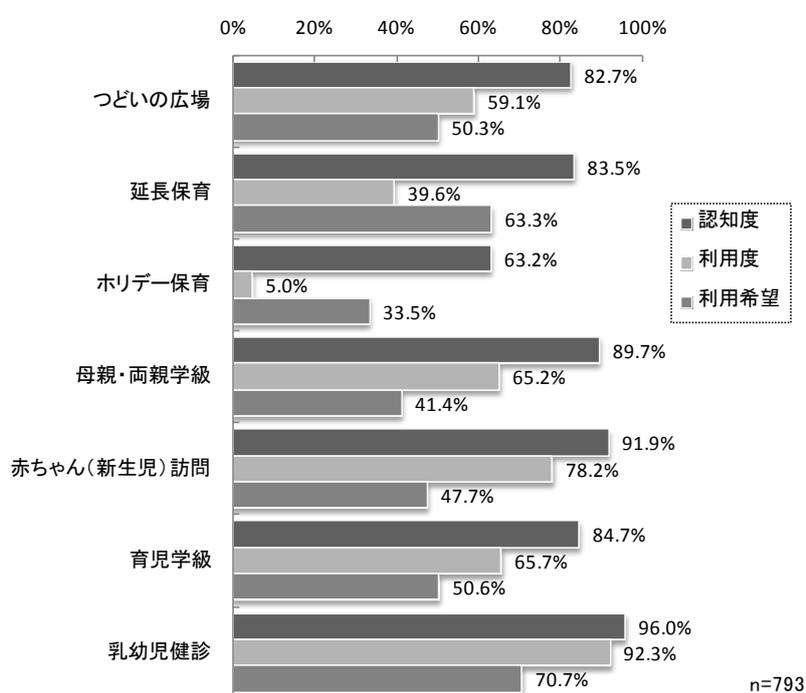
放課後の過ごし方	回答者数	日数合計	日数平均	日数最大
自宅	690	2,325	3.4	7
祖父母宅や友人・知人宅	215	541	2.5	7
習い事	655	1,670	2.5	6
児童館	83	267	3.2	7
放課後子ども教室	112	262	2.3	7
放課後児童クラブ(学童保育)	264	890	3.4	7
ファミリー・サポート・センター	5	20	4.0	7
その他	76	172	2.3	7

※日数は1週間当たりの日数

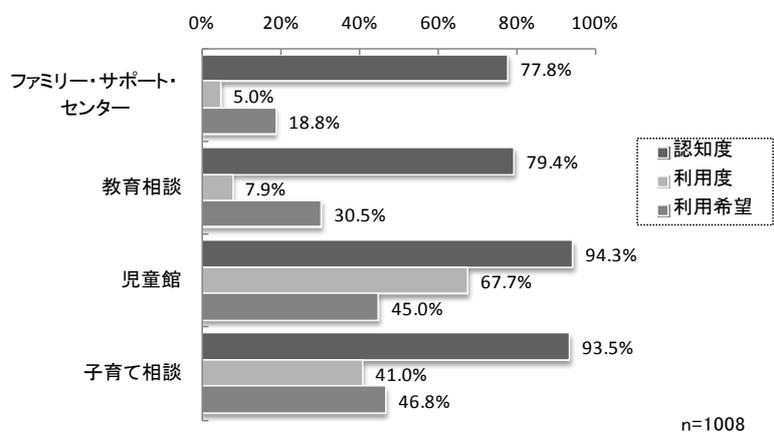
⑥ 個別事業の認知度・利用度・利用希望について

本町が行っている代表的な子育て関連個別事業の認知度・利用度・利用希望についてみると、認知度は概ね80%台~90%台にあるものの、小学生対象の事業では70%台の事業もみられました。未就学児対象の事業では7事業中2事業で、小学生対象の事業では4事業中3事業で実際の利用度より利用希望が上回っていました。

個別事業の認知度、利用度、利用希望(未就学児)



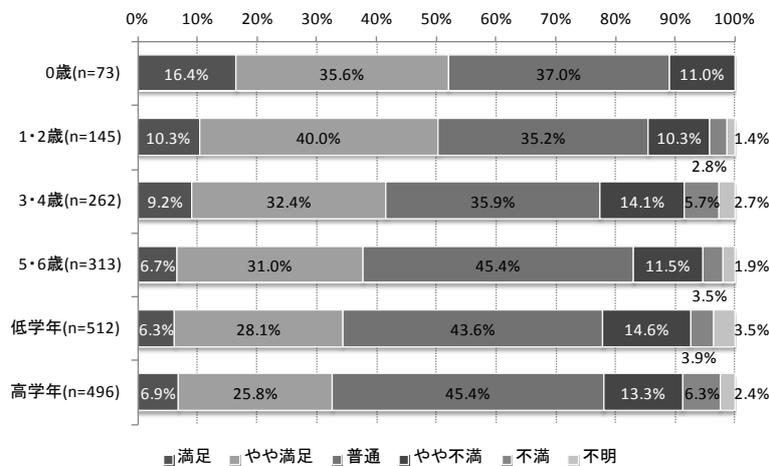
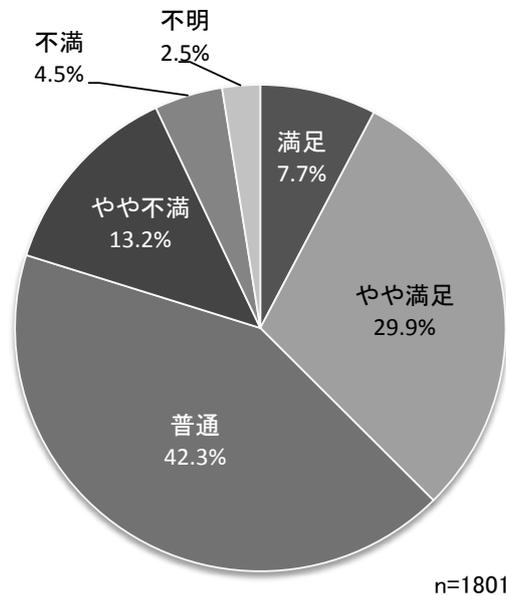
個別事業の認知度、利用度、利用希望(小学生)



⑦ 子育て環境・支援施策への満足度について

本町の子育て環境・支援施策の満足度についてみると、「普通」が42.3%で最も多く、次いで「やや満足」が29.9%、「やや不満」が13.2%でした。また「満足」は7.7%、「不満」は4.5%でした。

満足度を年齢別に比較すると、年齢があがるに従って満足度が低下していく傾向がみられます。3歳未満児では過半数が「満足」、「やや満足」と回答していますが、小学生になると35%以下に減少しています。また、3歳未満児では10%台であった「やや不満」、「不満」の割合が小学生では20%近くまで増加しています。



4 富士河口湖町の課題

(1) 子育て環境の乳幼児期から学童期まで途切れない事業の展開

本町はこれまで母子保健増進や教育振興に注力しており、年齢別の子育て環境・支援への満足度について、0～2歳児の「満足」「やや満足」の割合が50%を超えるなど、年少児を中心に一定の成果を上げているものと考えます。ただし年齢が上がるごとにこの割合は低下しています。【→p.19】

関連する事業の利用度や利用希望についてみると、未就学児対象の健診や各種学級の利用度は比較的高めであるのに対し、小学生対象の各種相談事業についての利用度は低めな様子がみられます。

(2) 世帯構造の変化に対応した子育て支援サービスのあり方の検討

人口は増加傾向にあるものの、世帯の構成人員は減少傾向にある状況がみられます。【→p.4】アンケートにおいても祖父母等の助力を得ながら子育てをする家庭がある一方、みてもらえる人がいない家庭も一定数存在しており、子どもをみる人が保護者以外にはいないとする割合が8.2%となっています。【→p.12】

(3) 就労支援の観点からの教育・保育サービスの充実

本町における女性の就業状況については、子育てに取り組む30歳代の就業率が高いという特徴があり、【→p.5】それを背景として、各種施設・サービスを利用して子どもを預けたいというニーズが実際の利用を上回る状況【→p.18】がみられます。

小学生の放課後児童クラブについても、低学年・高学年とも一定の利用ニーズ【→p.16～17】がみられると共に、預かり時間の延長等の内容の充実に求める自由意見もみられます。

第3章 本計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

「すくすくと のびやかに
笑顔あふれる ふじかわぐちこ」

子どもが生まれる喜びと、育てる楽しさを感じることができる
まちづくりを目指して

未来を担う子どもたちは家族の宝であり、また地域の財産でもあります。

本町では、子どもが、その誕生と成長を社会全体から祝福され、生まれてきたことの喜びを感じ、またその子どもを育てる親や、家族や、地域が笑顔であふれるようなまちづくりの実現に向けて、平成17年からの「次世代育成支援行動計画」に基づいた理念のもと取組を推進し、一定の成果を上げてきました。

この基本理念を継承し、富士に抱かれた雄大な自然環境と、地域全体で次世代を担って、質の高い子育て支援をさらに推進し、『児童の権利』に関する条約基本原則である「子どもの最善の利益」が実現される地域社会を目指します。

2 計画の基本的な視点

国は、行動計画に関する「策定指針」のなかで、本計画の策定にあたっての「基本的な視点」として下記の10項目を挙げています。

本町においても、この「基本的な視点」を十分に踏まえながら計画を策定しました。

- | | |
|-------------------|---------------------------|
| 1. 子どもの視点 | 6. 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の視点 |
| 2. 次代の親の育成という視点 | 7. 全ての子どもと家庭への支援の視点 |
| 3. サービス利用者の視点 | 8. 地域における社会資源の効果的な活用の視点 |
| 4. 社会全体による支援の視点 | 9. サービスの質の視点 |
| 5. 仕事と生活の調和の実現の視点 | 10. 地域特性の視点 |

3 計画の目標

これまでの次世代育成支援の理念に基づく取組の成果に立ち、さらなる具体的な実施・実践の方向性を加えた次世代の地域子育て支援事業と、子どもの教育・保育、親の労働環境の変化に対応するため、数値での保育環境の整備状況の把握を通じた子ども・子育て支援事業について着実に推進することを目指し、以下の4つの基本目標とそれに連なる施策体系に基づいて計画を進めていきます。

<基本目標>

① ニーズに沿った切れ目ない環境づくり

少子化・核家族化の進行といった社会環境や就労形態の多様化といった労働環境の変化に加え、個人人の価値観の多様化によって、子育て支援に関するニーズも多様化しています。

子育ての第一義的な責任は保護者にあることを前提とし、「チルドレン・ファースト（子どもの最善の利益）」の考えに基づき、町民が持つ様々な活力を社会の活性化につなげていくに当たり、就労環境や子どもの発育段階に応じて求められる様々な保育ニーズに柔軟に対応しながら、サービスを安心して利用できるような子育て支援体制の実現を目指します。

② 地域の支えあいのなかで子どもを育てる環境づくり

本計画の対象は子育て支援、障がい、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含めた、全ての子どもや子育て家庭です。

こうした子ども・子育て世代の育ちを支えるためには、地域及び社会の構成員がワーク・ライフ・バランス等を含めた子育て支援に対する関心と理解を深めることが重要です。その上で、各々はその役割を果たすなかで、子育てをする保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることに努める必要があります。

こうした取組を重ねることで、保護者が子育てに喜びや生きがいを感じ、子どもが健やかに成長できるよう、地域の人々との関わりのなかで子どもも親も共に育つ環境の実現を目指します。

③ すこやかに子どもが育つ未来づくり

子育てのなかでは、親子ともども心身が健康であることが全ての基本となります。妊娠・出産期から学童期まで、子どもの発達段階の特性を踏まえた保健的な対応と共に、「現在の子どもは次代の親」であることから、保健部門・教育部門との連携により、子どもの健全な成長に向けて長期的な視野に立った働きかけや環境整備に取り組んでいきます。

④ 安全で不安なく子どもが育つ地域づくり

子育てにあたっての不安感や負担感を取り除き、日々の子育てを安心して行うためには、社会基盤の整備や、安全な暮らしへ向けた取組によって安全な地域を目指すことや、経済支援等の各種制度が公平かつ円滑に運用されることが不可欠です。本町の各種施策を子育て世代の目線で見直し、安心・安全な子育て環境づくりを目指します。

計画体系図

基本理念

「すくすくとのびやかに笑顔あふれるふじかわぐち」

子どもが生まれる喜びと、育てる楽しさを感得する「とがでまきまぢうへりを目標して

基本目標

ニーズに沿った
切れ目ない
環境づくり

地域の
支えあいのなかで
子どもを育てる
環境づくり

すこやかに
子どもが育つ
未来づくり

安全で不安なく
子どもが育つ
地域づくり

施策の方向性

- ・ 子ども・子育て支援給付 および
地域子ども・子育て支援事業の
計画的かつ総合的な実施

子ども・子育て支援事業計画に係る
量の見込みと確保方策

- ・ 地域での子育てを支えるネットワー
クづくり
- ・ 支援を必要とする子育て世帯への取組
(ひとり親家庭への支援、
児童虐待防止対策の推進、
障がい児施策の充実)
- ・ 仕事と家庭生活の両立へ向けた啓発

- ・ 母子保健、小児医療等医療サービ
スの充実
- ・ 学校や家庭・地域の教育環境整備
- ・ 食育の推進
- ・ 次代の親の育成、児童の健全育成

- ・ 子育ての経済的負担の軽減
- ・ 子育てしやすい都市環境の整備
- ・ 子どもを犯罪や事件事故等から守る
ための活動の推進

第4章 ニーズに沿った切れ目ない環境づくり

子ども・子育て支援給付 および 地域子ども・子育て支援事業の 計画的かつ総合的な実施

子ども・子育て支援法に位置づけられた子ども・子育て支援給付および地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込みと確保方策、今後の取組方針については第8章にて整理し、ここでは取組内容について整理します。

事業・施策名	事業・施策の概要	担当課
通常保育事業	昼間、保護者の就労等により、児童が保育を必要とする場合、保育所で児童を預かります。	福祉推進課
ホリデー保育事業 (休日保育)	日曜日・祝祭日に保護者の就労等により、児童が保育を必要とする場合、保育所で児童を預かります。	福祉推進課
延長保育事業 (時間外保育)	保育所において勤務時間等の関係で閉所時間までに子どもを迎えに来られない保護者のために、閉所時間を過ぎて子どもを預かります。	福祉推進課
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童(放課後児童)に対し、授業の終了後や長期休業日に専用の施設や小学校の余裕教室等を利用して、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。	福祉推進課
地域子育て支援拠点事業(子ども未来創造館での「つどいの広場」)	乳幼児(0歳～就学前)を持つ子育て中の親が気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で自由に他の親子と交流し、子育てについて学びふれあう場として開催しています。	福祉推進課

事業・施策名	事業・施策の概要	担当課
一時預かり事業の町営保育所での実施	保護者の突発的な都合等により家庭での保育が一時的に困難な乳幼児について、主として昼間、教育・保育施設で一時的に預かり、必要な保育を行うことについて、町立保育所での実施を検討します。 (町内では認定こども園 1 園でのみ実施していません。)	福祉推進課
病児・病後児に関する保育事業	児童が病気の回復期等にあつて集団保育が困難な期間、保育所等に付設された専用スペース等で保育及び看護ケアを行う保育サービスについて、町立保育所での実施を検討します。 (本町では現在実施していません)	福祉推進課
ファミリー・サポート・センター	子どもを時々預かってほしい方(おねがい会員)と、時々子育ての手伝いができる方(まかせて会員)が会員となり、地域の子育てを支えあう会員組織として運営しています。	福祉推進課
妊婦に対する健康診査	妊婦に対して健康診査を行う事業です。	健康増進課
乳児家庭全戸訪問事業	保健師により、新生児・乳幼児・産婦に対し家庭訪問し、子どもが健やかに成長するために必要な指導・相談に加え、母の抱えている悩みや問題の解決を図るための相談や、必要な育児支援を行います。	福祉推進課 健康増進課
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育環境を確保し、虐待予防に努めます。	福祉推進課 健康増進課

第5章 地域の支えあいのなかで子どもを育てる環境づくり

1 地域での子育てを支えるネットワークづくり

子育て世代全般に係る環境づくりとして、地域で集い、相談できる「場」が重要です。地域で集まれる場所へのニーズは高いことから、本計画においても、既存資源を活用しながら環境整備に引き続き取り組みます。

事業・施策名	事業・施策の概要	担当課
子どもが自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごすことのできる居場所づくりの推進	<p>子ども未来創造館におけるさまざまな事業を通じて、乳幼児から小学生までが自由に活動する機会を提供し、安全な居場所となるように努めています。</p> <p>今後も、子どもの居場所や子育て支援拠点、住民同士の交流の場として多くの方による利用の拡大を図っていきます。</p>	生涯学習課

事業・施策名	事業・施策の概要	担当課
公民館を活用した取組の推進	<p>中央公民館を中心に 26 か所の公民館と、9 か所の公民館類似施設があります。</p> <p>それぞれの施設では、各地域の特色ある催しや行事が行われており、今後、さらに育成会や子どもクラブとの協働による開催を推進していきます。</p>	生涯学習課
地域の人材を活用した取組の推進	<p>地域の教育力の発掘と育成を図り、その教育力を活用して子ども達の「生きる力」を育むために、「きらめき子ども塾」制度を設けています。</p> <p>この制度は、地域住民の方々が、これまでに培った教養を生かし、将来を担う子ども達の支援者として、共に体験し学習することを目的としています。</p> <p>今後もボランティアを募り、事業の拡充に努めていきます。</p>	生涯学習課
子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報提供	<p>0歳から6歳までの親子を対象に、子どもの発達段階に応じた学習会を月8回程度、主に6教室を中心に開催しています。また、平成17年度以降実施した子育てサポーター養成講座修了者からのアイデアや、経験を生かしたイベントの開催を充実させ、今後も参加者からのニーズの把握に努めながら実施していきます。</p>	生涯学習課
子育てサポーターの養成・配置による、相談体制の整備や子育てサークル活動への支援	<p>子育てサポーター養成講座修了者により、子ども未来創造館で様々なイベント活動が実施されており、今後さらなる活動が期待されます。また、講師の紹介、相談等、子育てサークルへの支援を今後も継続して実施していきます。</p>	生涯学習課
子育てネットワークの形成	<p>各地区の公民館等を利用しながら子育て支援のネットワーク化を目指します。</p> <p>また、子育て学習の参加者を主体的な学習グループへと育成するための支援を行っていきます。</p>	生涯学習課 福祉推進課
自然体験活動・体験活動の機会の充実	<p>本町の自然豊かな環境を活かし自然観察教室やジュニアレンジャー等の体験活動を実施しています。</p> <p>また、子ども未来創造館では、異年齢交流のなかで、季節ごとの特色ある行事体験やものづくり体験等を実施しています。今後は、NPOとの連携・協力を通して、活動機会の充実を図っていきます。</p>	生涯学習課

2 支援を必要とする子育て世帯への取組

(1) ひとり親家庭への支援

近年の離婚率の急増に伴い、ひとり親家庭が増加しています。ひとり親家庭にあっては、子育てをしていく上で、社会的・経済的・精神的に不安定な状態になりがちであることから、ひとり親でも、子どもを安心して育てられるよう、社会的・経済的な支援が必要です。

本町では、低所得のひとり親家庭の就労支援や育児負担の軽減による生活安定につなげるため、平成 22 年度より、ファミリー・サポート・センターを利用しやすくするための助成金制度を開始しました。

今後もひとり親家庭の、経済的な自立や生活上の課題解消へ向けて支援を図っていきます。

事業・施策名	事業・施策の概要	担当課
児童扶養手当	母子家庭の生活安定と自立促進を目的として、母子家庭へ児童扶養手当の支給を行っています。	福祉推進課
ファミリー・サポート・センター助成金制度	平成 22 年 1 月より、ひとり親家庭等にサポートを行った「まかせて会員」に対し助成金を支給しています。 ひとり親家庭等がファミリー・サポートを利用しやすくすることで、就業の支援や育児負担の軽減を目指しています。今後も制度の周知を進め、ひとり親家庭の就業支援や育児負担の軽減を推進していきます。	福祉推進課
ひとり親家庭等医療費助成制度	ひとり親家庭等の養育者及び児童が、医療機関にかかったときの保険給付の対象となる医療費の自己負担分を助成します。平成 20 年度から窓口無料化を実施し、養育者の負担を軽減しました。 今後は、医療機関の適正な受診についても周知を行っています。	福祉推進課

(2) 児童虐待防止対策の推進

児童虐待は、家庭におけるしつけと明確に異なるものですがその多くが家庭内で起き、場合によっては親自身に虐待の認識がないこともあり、早期の発見が難しいことがあります。虐待の原因としては、親の精神的な未熟さ、子育てへの不安、こうしたことによる育児ストレス、家族の協力が得られないことによる孤立化等が複雑に絡みあっているものと考えられます。

こうした状況については、発生予防、早期発見、早期対応、子どもの保護と支援、保護者への指導と支援といった各段階で切れ目なく、また様々な視点からの総合的な対策が必要になります。

事業・施策名	事業・施策の概要	担当課
母親の育児不安や虐待・いじめ等に関する相談体制の充実	児童福祉係に開設された家庭相談窓口において、電話・面接等での相談に対応しています。 そのほか、つどいの広場等の事業においても子育て相談を行い、気軽に相談できる環境づくりに努めています。	福祉推進課
児童虐待防止ネットワークの強化 「要保護児童対策地域協議会」	年度計画に沿って、各会議（代表者・実務者・個別支援・事務局等）を実施し、関係機関との連携を深めるなかで、家庭支援及び予防への取組の強化を図っています。 要保護児童対策地域協議会において関係機関より要支援家庭の情報共有や個別の検討を行い、育児困難家庭や虐待などの早期発見に努め支援します。 虐待防止ネットワークを通じた情報の共有と虐待の未然防止に向けて協議会の機能をさらに強化していきます。	福祉推進課
養育支援訪問（再掲）	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育環境を確保し、虐待予防に努めます。	福祉推進課 健康増進課

(3) 障がい児施策の充実

健康診査によって発育・発達上の心配がある子どもを、適切な療育へゆだねられるように早期発見体制や相談体制の充実を行うことで、その可能性を最大限に伸ばし、社会的に自立できるよう、障がい児施策を充実することが求められています。

本町においては、障がいの原因となる疾病の早期発見・治療を推進しています。また、健康診査での早期発見にも力を入れており、疾病や障がいの疑いが発見された場合は「精密健康診査票」を発行し、専門の医療機関への受診を勧めています。

18歳未満の身障者手帳・療育手帳所持者数は平成26年度で74人と、近年増加傾向にあり、障がいを持つ子どもたちが、日常生活動作の訓練や外出支援等が十分に受けられるよう早期発見・相談・支援体制を充実させていくことが重要となっています。

今後も障がいを持つ子どもに対しては、障がいの早期発見と治療が行えるように、保健、福祉、教育、医療等で連携して、健診・指導・相談の充実を図ると共に、必要な場合には、県などで実施している広域的、専門的な支援を受けることができるように連携を図っていきます。

事業・施策名	事業・施策の概要	担当課
障がいの原因となる疾病等の早期発見・治療の推進	<p>妊婦相談時には、早産や低出生体重児の出産の予防推進のために、禁煙の指導や栄養指導、生活指導等を行っています。</p> <p>出産後の先天性の障がいについては、出産医療機関と密接に連携し、母子共に継続支援を行います。</p> <p>乳幼児健康診査においては、早期発見を図り、専門の医療機関に受診するよう「精密健康診査受診票」を発行し受診を勧めています</p> <p>また、就園支援で保育所との連携、就学支援等を通じた学校との連携を行い子どもの集団生活の場への支援も行っています。</p> <p>今後も、問題をかかえる家庭へのきめ細やかな支援や相談を行っていきます。</p>	健康増進課 福祉推進課
保育士の資質向上による保育支援の推進	<p>町内保育所において、保育士現任教育事業として、支援リーダーを中心とした支援リーダー研修会や全体研修会を行っています。今後も更なる充実を図ります。</p>	福祉推進課
教員の資質向上による教育的支援の推進	<p>教育センターの体制を維持しながら、教職員の研修の充実や教育相談の向上を目指していきます。</p>	学校教育課
発達相談の体制の強化	<p>幼児健診(1歳6か月・3歳)の2次相談として、発達の確認・助言指導・専門機関の紹介・就学支援等を実施しています。(2回/月+必要時)</p> <p>また、関係機関(教育委員会・学校)との連携による支援強化も行っています。</p>	福祉推進課

3 仕事と家庭生活の両立へ向けた啓発

世帯を中心に子育て環境をみた場合、男女が協力して子育てを行う前提の一つが、ワーク・ライフ・バランスの実現です。

女性の社会進出に伴って共働きが増加する一方、家庭内における子育ては女性が一手に引き受けているのが現状です。

男性の育児参加は一般的になりつつありますが、父親・母親の役割分担が不均衡であるという状況は未だ解消されていない問題です。特に、出生前後の育児休暇については、女性も30%程度の取得ですが、男性についてはほとんど取得できていない現状がアンケート結果から読み取れます。

実態を課題として受け止め、解消に向けた取組への意識を高めるために、本町では関連計画に基づき、啓発活動に引き続き取り組みます。

事業・施策名	事業・施策の概要	担当課
男女共同参画推進計画の推進	富士河口湖町男女共同参画推進計画「ふじサンサンプラン」を策定しました。今後も男女共同参画推進委員会を中心に推進活動を進めていきます。	生涯学習課
育児休業取得等の意識啓発	男性がより多く育児に参加できるように、育児休業の取得についての理解を深め、意識改革のきっかけとなるよう、育児休業の取得等について本町広報誌に掲載するなど、啓発活動を行っていきます。	福祉推進課 生涯学習課
働き方の見直し等について、意識改革を推進するための、広報・啓発、研修等	地域、家庭、職場、学校・社会それぞれの場において、ワーク・ライフ・バランスを取り入れた実践的な活動を通して「ふじサンサンプラン」の推進を図っていきます。 今後は、男女共同参画推進条例の制定を目標とし、広報等によるPR活動等さらなる啓発に努めていきます。	生涯学習課

第6章 すこやかに子どもが育つ未来づくり

1 母子保健、小児医療等医療サービスの充実

本町では乳幼児健診の100%に近い実施等、保健担当部局がきめ細やかな対応に取り組んでおり、こうしたことが年少期の各種子育て支援の満足度向上につながっているものと考えられます。母親支援に対する子どもの健康な育ちと共に、親の様々な育児不安の解消を図るためにも、これまで通り、着実な母子保健の増進に取り組めます。

また、本町では町内の小児科医へ乳幼児健診医の協力依頼のもと展開しています。富士北麓の小児救急医療について今後も、県等関係機関と連携していきます。

事業・施策名	事業・施策の概要	担当課
乳幼児健康診査の充実	<p>■乳児健康診査</p> <p>町では、健全な発育発達を目指すために、4・7・10か月児を対象に乳児健康診査を実施しています。小児科医師による診察のほか、発達に沿った育児相談・離乳食指導等も行っています。</p> <p>■幼児健康診査</p> <p>1歳7か月になる月に1歳6か月健診、3歳3か月になる月に3歳児健診を実施しています。乳児期における身体発育および精神発達の面で総合的診査をし、生活習慣の自立、虫歯の予防、幼児の栄養、言葉の発達、情緒、その他育児に関する指導を行っています。</p> <p>10か月健診・1歳6か月健診・3歳児健診では、子どもたちの発達促進、親子のスキンシップを図るため本の読み聞かせを実施し、絵本をプレゼントしています。今後も専門スタッフによる親子の遊びや子どもへの関わり方などの講話を取り入れ、待ち時間の効果的な活用を引き続き検討していきます。</p>	健康増進課

事業・施策名	事業・施策の概要	担当課
母子に関する相談事業の充実	<p>妊婦相談・栄養相談は、毎週月曜日、母子健康手帳の交付時に行っています。</p> <p>育児相談は、電話、訪問、育児学級、乳幼児健診等で相談を受け付けています。相談内容により保健師・栄養士が対応し、個別に訪問したり、健診の受診等を勧奨したりしています。</p> <p>心理相談は、毎月2回開催しており、心理相談員が相談に応じています。相談後も必要のある妊婦・乳幼児に対しては継続して対応しています。</p> <p>その他、役場窓口・子ども未来創造館などでも、窓口開設時間中は子どもの年代を問わず相談を受けています。</p>	健康増進課
子育てに関する教育機会の充実	<p>つどいの広場等において、子育てに関するミニ講話、月のおたより・掲示等によりわかりやすい教育機会の提供をしていきます。父親向けの企画も検討していきます。</p>	福祉推進課 生涯学習課
母子・子育てに関する支援の充実	<p>1歳6か月～4歳未満児及び保護者を対象に、「かんがる～教室」を開催しています。色々な遊びを通して親子が楽しく過ごすことにより、子どもの発達を促します。</p> <p>また、必要に応じて、育児相談を受け付け、定期的に発達相談もしています。</p> <p>また、0歳から6歳までの親子を対象に、子どもの発達段階に応じた学習会を月8回程度、主に6教室を中心に開催しています。これらの教室は、家庭教育の重要性を再認識すると共に保護者同士の交流の場であることを目的とし、今後も母親の自主的な子育て活動の育成と支援に努めていきます。</p>	健康増進課 生涯学習課

事業・施策名	事業・施策の概要	担当課
小児医療の充実・確保	<p>町内の小児科医が本町の乳幼児健康診査の医師として依頼が可能となったことで、医療の必要な児に対してスムーズな受診が行えるようになりました。また、地域においても担当保健師や栄養士等による家族へのフォローを医師と連携をとりながら実施しています。</p> <p>今後も地域の小児医療の課題を医師と連携をとりながら解決し、小児の健康の保持増進と安心した生活の確保に努めていきます。</p>	健康増進課
小児救急医療におけるセンターの設置	<p>富士・東部小児救急医療体制の下、平成20年度富士吉田市に小児初期救急医療センター、また平成25年度都留市に歯科救急センターが設置されました。</p> <p>診療時間の深夜0時以降の、時間外は甲府市内にある小児初期救急医療センターでの対応となっています。</p>	健康増進課

2 学校や家庭・地域の教育環境整備

アンケートの結果によると、小学生児童の放課後の希望する過ごし方について、「自宅」に次いで多かった回答が学習のみならず、スポーツや文化活動を含めた「習い事」であり、地域ぐるみで子どもの視野を広めるような働きかけが求められているといえます。

また、学童期にかけては、親子とも教育面に係る関心が高まる傾向がみられますが、年少期に比べて満足度が低く、教育相談等へのニーズがみられることから、この分野の取組を進める必要があるものと考えられます。引き続き相談対応への取組等、地域の力を盛り込んだ教育環境全般の整備に取り組みます。

事業・施策名	事業・施策の概要	担当課
総合型地域スポーツクラブの設立	平成22年2月より「クラブ富士山」として設立し、スポーツを通じて健全な心身の育成を図っています。	生涯学習課
子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実	小学校1～2年生までは30人学級を実施しています。3年生以上も35人学級を原則的に実施し、教室が不足する学校については、教員を加配して少人数授業に取り組んでいます。 今後も現体制を継続し、きめ細かな指導の充実を図っていきます。	学校教育課
外部の人材の協力による学校の活性化	各校5～10人の外部指導者が活動しています。今後は指導者リストの整備に努めていきます。また、「総合的な学習の時間」等での地域住民の協力によるボランティア活動をさらに推進していきます。	学校教育課

事業・施策名	事業・施策の概要	担当課
地域と学校との連携・協力による多様な体験活動の推進	生涯学習人材バンクを活用し、様々な技術や経験のある住民を学校教育活動の指導者としてコーディネートしています。今後は、地域の指導者の養成や学校との連絡調整をさらに密にし、多種多様な体験活動を推進していきます。	生涯学習課
青少年非行や不登校に対応するための関係機関のネットワークづくり	<p>児童相談所、保健所、教育事務所等、青少年に関わる機関と連携し、青少年支援対策の強化に努めていきます。</p> <p>また、今後は、青少年育成富士河口湖町民会議や教育センターとの連携体制の確立を図っていきます。</p>	生涯学習課
運動部活動への外部指導者の活用	<p>中学校運動部に外部指導者をお願いしていますが、回数が少なく、また、指導者の情報が少ないのが現状です。</p> <p>今後も、回数の増加と指導者の調査を行うと共に学校への活用の促進を図っていきます。</p>	学校教育課
子育てに関連した様々な活動への、学校の教職員の自主的参加の促進	<p>今後も啓発を行い、より多くの参加を促していきます。</p>	生涯学習課

事業・施策名	事業・施策の概要	担当課
信頼される学校づくりの推進	<p>各学校では、学校開放日等を設け、地域に開放しています。また、外部評価も実施し、より信頼される学校を目指しています。</p> <p>今後も、より信頼される学校づくりに取り組んでいきます。</p>	学校教育課
教員一人ひとりの能力に応じた適正な評価、配置、処遇、研修の充実	<p>評価、配置、処遇については県教育委員会と地区教育委員会が情報交換をしながら、県教育委員会で決定しています。今後は、地区教育委員会の意見を今以上に取り入れられるよう働きかけていきます。</p> <p>また、評価制度の充実を図りながら、評価結果の活用については県教育委員会と連携を図りながら進めます。</p>	学校教育課
文化事業の開催	<p>指揮者佐渡裕氏監修による「富士山河口湖音楽祭」や「野外映画祭」を河口湖ステラシアター、河口湖円形ホール等で開催しています。夏休みを中心に子どもに良質な文化芸術にふれさせることで、感性を育む機会を設けます。また、今後も海外等から一流の演奏家を招き、ミニ演奏会も開催していきます。</p>	文化振興局

事業・施策名	事業・施策の概要	担当課
教育活動・教育環境・子育て支援の充実	<p>つどいの広場において子育て方法や講座、ミニ講話による教育活動を実施すると共に、情報提供、相談の場としての機能を充実させていきます。</p> <p>また、家庭相談窓口の周知を図り、ささいなことでも気軽に相談しやすい体制づくりをさらに進めていきます。</p>	福祉推進課
教員評価制度の充実	<p>平成19年度からの教員評価制度は、教科指導、教科外指導、学校事務、学校運営への参画、研修への参加、積極性等の共通項目について、自己評価及び管理職の評価を行っており、今後も評価結果を本人に説明しながら教員の自己啓発に努めていきます。また、評価結果について県教育委員会との連携のなかで活用方法の検討を行っていきます。</p>	学校教育課
教育センターの活用	<p>現在センター長、本町単独採用教諭1名、教育相談員2名の体制で、各種教育相談、不登校対策、理科・社会科副読本の作成、教職員の研修等を行っています。</p> <p>今後も、教育センターの体制を維持しながら、教職員の研修の充実や教育相談の向上を図っていきます。</p>	学校教育課

3 食育の推進

平成 23 年度、富士河口湖町食育計画のもと、各関係機関、住民・行政が連携して推進していくことを示唆されました。

生活スタイルの多様化に伴い、生活の基礎となる食生活にも変化が生じ、古くからあった「食」に対する感謝の気持が失われつつあります。また、栄養の偏りや生活習慣病といった健康に対する悪影響も深刻になっています。

このような状況を踏まえて、単なる食事の問題にとどまらず、豊かな人間性を育む教育等の一環としての「食育」に取り組みます。

事業・施策名	事業・施策の概要	担当課
食育の推進	母親学級、育児学級および各種料理教室等において、食の安全・安心に関する最新知識や科学的裏づけのある正しい情報を提供していきます。また、望ましい食習慣の定着化に今後も継続して努めていきます。	健康増進課

4 次代の親の育成、児童の健全育成

子どもは次の世代の親になることから、長期的な取組が必要です。その中でも、小児期から成人期への移行過程にある思春期は、一生の間で、精神的にも、肉体的にも最もめざましく変化する不安定な時期であり、子どもたちには、様々な精神的な悩みや不安といった心の問題が生じてきます。子どもたちの人格形成にとって大切な時期となることから、早期に問題を把握し適切な対応を取ることが求められています。

今後は、性や薬物・喫煙に対する正しい知識の普及や関係機関との協力体制の構築と共に、子どもたちの不安や問題に対応できる相談事業の充実に努めていきます。

事業・施策名	事業・施策の概要	担当課
性や性感染症予防に関する正しい知識の普及	<p>町内の全ての中学校で性教育が実施されています。また、性感染症に関する教育は全校で実施しています。また、全校にスクールカウンセラーが配置されており、生徒の性の悩み等も個別に相談できるようになっています。</p> <p>今後は、学校と連携し、課題に対する取組を検討していきます。また、近年の妊娠・中絶・性交の低年齢化の問題や子宮がん予防接種実施に対応するため、小学校高学年への身体のしくみと病気の知識の普及について学校と連携し、取組を検討していきます。</p>	学校教育課

事業・施策名	事業・施策の概要	担当課
喫煙や薬物等に関する教育の推進	<p>中学校では、全校で禁煙教育・飲酒教育及び、薬物乱用防止教育を実施しています。</p> <p>平成18年度からの健康のまちづくり事業では、中学校、保健所との共催で禁煙教室を実施しています。中学生での喫煙もみられることから、今後は、小学校での禁煙教育を視野に入れ、小学校と連携した取組を行っていきます。</p> <p>現状としては、中学生のいる家庭での喫煙率は50%、妊婦がいる家庭での喫煙率は67%となっています。地域や家庭での禁煙意識が低いため対象者に絞った教室だけでなく、本町の健康づくりとして、地域全体、世帯全体に向けた禁煙・防煙教育を推進していきます。</p>	健康増進課
地域における相談体制の充実	<p>現在2名の教育相談員が、面接による相談に対応しています。</p> <p>今後は、さらに教育センター、学校と連携した相談体制の確立と一層の充実を図っていきます。</p>	生涯学習課
男女が協力して家庭を築くことや子どもを生き育てることの意義に関する教育・広報・啓発	<p>両親学級や学校、保育所等で講演会等を中心とした啓蒙啓発活動を通して男女共同参画推進計画「ふじサンサンプラン」の推進を図っていきます。</p>	生涯学習課
性や暴力等を内容とする雑誌、ビデオ等の販売等に対する自主的措置の働きかけ	<p>山梨県の「青少年保護育成のための環境浄化に関する条例」に基づき、山梨県教育委員会青少年担当と連携・協力しながら対応しています。今後も、さらに啓発活動等を推進し、周知に努めていきます。</p>	生涯学習課

第7章 安全で不安なく子どもが育つ地域づくり

1 子育ての経済的負担の軽減

社会経済の低迷、労働環境の厳しさや、子ども一人に対する教育費の負担増が、わが国で少子化が進んだ要因の一つとなっており、子育てを行うなかで発生する経済的負担の軽減を図る必要があります。

各種の経済的な負担を軽くする取組を引き続き実施していくほか、子ども・子育て新制度の導入にあたっては、保育料の算定基準が変更される際に、急激な負担の変化が起こらないよう配慮していきます。

子育てにおける経済的な支援は、安心して子どもを産み、育てる上での助けとなることから、財政的に可能な範囲で、医療分野を中心に経済的な支援に取り組んでいきます。

事業・施策名	事業・施策の概要	担当課
児童手当	15歳到達後最初の3月31日までの児童を養育している方に、子育てにかかる費用の一部を児童手当として支給することにより、家庭生活の安定を図り、次代の社会を担う子どもたちが心も体も健やかに育つよう支援を行います。	住民課
保育料の負担軽減	保育所または幼稚園に同時に2人以上の児童が入所する世帯について、保育料を所得にかかわらず、2人目を5割軽減、3人目以上を免除としています。本町独自の基準により、多子世帯等の保育料の経済的な負担の軽減を図ります。	福祉推進課
乳幼児医療費助成 (こども医療費助成金支給事業)	平成22年4月から「こども医療費助成金支給事業」として対象年齢を通院、入院とも15歳まで拡大して保護者の医療費負担を軽減しています。また、窓口無料化や受給資格者証の申請手続きを毎年更新から出生時の申請だけにするなど手続きの簡素化に努めています。 今後も、保護者には適切な受診について周知を行っていきます。	健康増進課

2 子育てしやすい都市環境の整備

子育てを行っていく上で、居住環境は最も基本的な要因の一つです。また、楽しく子育てがしやすい環境の実現には、住みよい住宅や子どもを連れて気軽に利用できる公園や施設の整備が重要です。

本町では、子育て中の家庭への質の高い住宅の提供に積極的に取り組んでいます。民間の宅地開発に対して、広くゆとりのある住宅を確保するための用地整備支援を行うほか、多子世帯の住宅困窮者を最優先とし、公営賃貸住宅への優先入居制度を設けています。また、子育て中の家庭が住みよい公営住宅の整備に努めることで、安心・安全な子育て環境づくりを目指します。

事業・施策名	事業・施策の概要	担当課
良質なファミリー向け賃貸住宅の供給支援	本町の積極的な住環境の整備により、民間の賃貸住宅には単身者からファミリー向けまで入居者が多くなっています。平成18年度に町営大嵐団地(30戸)を建設しました。町営住宅管理条例に基づき適正な管理運用を行っていきます。今後は既存の町営住宅のリフォーム等を行って住宅を提供していきます。	都市整備課
公営賃貸住宅における多子世帯の優先入居の推進	現状の公営住宅制度は住宅困窮者を最優先としていますが、今後、町営住宅条例を運用していくなかで、多子世帯への優先入居を推進していきます。	都市整備課
広くゆとりある住宅の確保に資する用地の整備	小立地区に予定されている土地区画整理事業等により、今後も住宅用地の整備が考えられることから、宅地化が進み、ゆとりのある落ち着いた環境のまちづくりが進みます。	都市整備課
住居近隣の公園の整備・充実	現在、街区公園(住宅地から歩いていくことのできる小さな公園)は4か所となっています。子どもの遊び場の確保という観点からも、整備を推進していきます。	都市整備課

事業・施策名	事業・施策の概要	担当課
道路、公園、公共施設におけるバリアフリー化の推進	学校施設や都市公園、庁舎においてバリアフリー化を推進しています。今後、新たな要望があった場合にも、直ちに対応できる体制を整えていきます。	都市整備課
公共施設等におけるベビーベッド、授乳室等の設置	庁舎の各階へ多機能トイレを設置しています。今後、新たな要望があった場合にも、直ちに対応できる体制を整えていきます。	総務課
通学路や公園等における防犯設備の整備の推進	防犯灯の設置については、各自治会からの設置要望により器材を都市整備課で支給していますが、設置・維持管理については自治会で行っています。今後も、各自治会と連携を取りながら、通学路や公園での防犯設備の整備を進めていきます。	都市整備課
公園、公衆トイレ等の構造・設備の改善、防犯設備の整備の推進	多目的トイレの整備、トイレ内のベビーシートや小児用小便器の設置、授乳室の配置等、公共構築物のユニバーサルデザインの推進に取り組んでいきます。また、公園施設における照明等犯罪防止に配慮した防犯設備の整備を引き続き推進していきます。	総務課
広報啓発活動の充実	警察署の定期的な広報チラシの配布及び防災無線等による広報を実施しています。今後も関係機関との連携の下、継続して実施していきます。	総務課
歩道、クランク等の整備の推進	<p>国道や県道及び町道の主要路線についての安全確保のため、歩道の拡幅や設置が必要な地点においては今後、計画的な歩道の整備を図っていきます。通学道路の安全に重点を置いて状況を確認し、整備が必要な地点については、道路改良の計画を検討し、順次整備を進めていきます。</p> <p>平成26年度国道139号に歩道橋が設置され通学路の安全が確保されました。</p>	都市整備課
交通の円滑化等の推進	観光地であるため、特に休日の交通量が多く、通過車両の生活道路への進入が見られます。さらに、休日の交通量の多さが主要幹線道路の渋滞を招いているため、これらの道路の改良（交差点改良、右折レーンの新設等）や、バイパスとなる道路の新設が必要となっています。今後継続して対策を検討していきます。	都市整備課

3 子どもを犯罪や事件事故等から守るための活動の推進

全国的に悲惨な事件事故が後を絶たない状況があり、子どもを地域ぐるみで守ることは本町においても課題です。

そうした事柄から得られた知見をもとに子どもの生活の場の安全性を高めるような取組を進めることで、子育て世代の立場に立った、不安の少ない、安心・安全な子育て環境づくりを目指します。

事業・施策名	事業・施策の概要	担当課
犯罪に関する情報提供の推進	広報とチラシによる情報提供を行っています。また、不審者情報等は、携帯電話やインターネットを活用し、情報を共有する地域安心安全情報共有システム「ふじかわぐちこ安心e-ネット」への情報提供を行っています。今後も継続して実施していきます。	総務課
子どもを犯罪等から守るための情報の交換の実施	国、県からの情報や地域のなかの情報について「青少年育成富士河口湖町民会議」を中心に、情報交換や意見交換を行います。今後も、円滑な情報交換に努めていきます。	生涯学習課
学校付近や通学路等におけるパトロール活動の推進	地域で子どもを見守る活動とPTA及び地域ボランティアによる防犯パトロールを推進します。 また、平成17年度から青色パトロールカーによる通学路の巡回も実施しており、今後も継続して実施していきます。	生涯学習課
保護者に対する助言等の充実	教育相談員が、面接による相談に対応しています。今後は、さらに教育センター、学校と連携した相談体制の確立と一層の充実を図っていきます。	生涯学習課

第8章 子ども・子育て支援事業に係る量の見込みと確保方策

1 子ども・子育て支援事業の実施にあたっての基本的な考え方

(1) 子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法で規定された保育所、幼稚園などの教育・保育、放課後児童健全育成事業や地域子育て支援拠点事業、延長保育事業、ファミリー・サポート・センター事業などの地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと、提供体制の確保の内容についてまとめます。

子ども・子育て支援事業の一覧

事業名等	事業の内容等
教育・保育（認定区分ごと ※1→ p.49 参照）	
① 1号認定	幼稚園、認定こども園
② 2号認定（幼稚園を希望）	幼稚園、認定こども園
③ 2号認定（保育所等を希望）	保育所、認定こども園など
④ 3号認定（0歳児）	保育所、認定こども園など
⑤ 3号認定（1・2歳児）	保育所、認定こども園など
地域子ども・子育て支援事業	
① 時間外保育事業	延長保育など
② 放課後児童健全育成事業	放課後児童クラブ
③ 子育て短期支援事業	ショートステイなど
④ 地域子育て支援拠点事業	つどいの広場
⑤ 一時預かり事業	一時保育など
⑥ 病児保育事業	病児・病後児に関する保育事業
⑦ 子育て援助活動支援事業	ファミリー・サポート・センター
⑧ 利用者支援に関する事業	情報提供や相談支援
⑨ 妊婦に対する健康診査	妊婦健診
⑩ 乳児家庭全戸訪問事業	保健師による乳児家庭の訪問
⑪ 養育支援訪問事業	養育支援が必要な家庭への保健師の訪問

※1 教育・保育における認定区分とは

- 1号認定：保育の必要性は低く、幼稚園や認定こども園の利用が想定されている3歳以上の子ども
- 2号認定：保育の必要性が高く、保育所や認定こども園等の利用が想定されている3歳以上の子ども
- 3号認定：保育の必要性が高く、保育所や認定こども園等の利用が想定されている3歳未満の子ども

認定区分	対象年齢	利用目的	保育の必要性	利用先
1号認定	3～5歳	主に教育	低い	幼稚園 認定こども園
2号認定		主に保育	高い	保育所（園） 認定こども園等
3号認定	0～2歳			

(2) 教育・保育提供区域の設定

本町では、役場隣地にある「子ども未来創造館」を中心に保育所・児童館等の子育て関連施設を町内各地に効果的に配置しています。また、子育て世代の移動手段は自家用車が一般的であり、町内一帯を自由に移動することができる状況にあります。こうしたことから、地域の施設と、中核施設である「子ども未来創造館」へのそれぞれのアクセスは容易と考えられるため、全サービスについて町内を1区域として取り扱うものとします。

(3) 量の見込みの推計方法

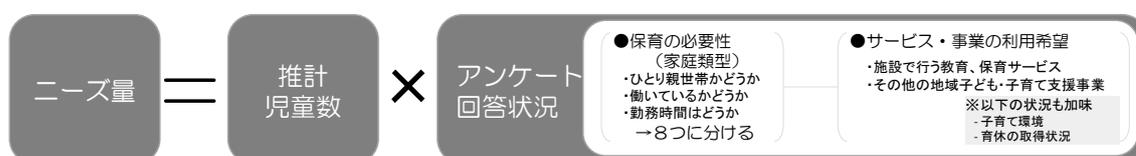
平成27年度から平成31年度までの計画期間中に必要となる子ども・子育て支援事業の量の見込みの推計は、以下の方法により行いました。

- ①計画期間の各年度における年齢別の子どもの数を推計する
- ②住民アンケートの調査結果を家庭類型（※2→ p.50 参照）ごとに分類し、それぞれ事業の利用意向を算出する
- ③ ①と②を掛け合わせることで、各年度における量の見込みを推計する

《認定こども園、地域型保育事業等に関する基本的な考え方》

認定こども園は幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労の状況などが第2子の出産や転職等によって変化しても、柔軟に子どもを受け入れることができる施設と位置付けられています。そのため、町内の事業者が認定こども園への移行を希望した場合には、円滑に移行ができるように情報提供や相談対応を行うなど、その普及に取り組んでいきます。

また、小規模な地域型保育事業については、地域の状況や利用希望の状況などを踏まえて、実施や認可等について検討を行います。



※2 家庭類型の分類とは

各家庭における保育の必要性に基づいて集計をするために、両親の就労状況などに基づいて、以下の8類型に区分しました。なお、その際には、将来的な就労希望等も考慮して、適当な保育施設等がないために就労できない等の事情も組み入れています。

教育・保育における認定区分との関係は以下のとおりです。

- 保育の必要性が高い家庭類型：A、B、C、E （2号認定、3号認定）
- 保育の必要性が低い家庭類型：C'、D、E'、F （1号認定）

タイプA	： ひとり親家庭
タイプB	： 両親共にフルタイム勤務
タイプC	： 片親がフルタイムで片親が48時間以上のパート勤務
タイプC'	： 片親がフルタイムで片親が48時間未満のパート勤務
タイプD	： 片親が働いており、片親が専業主婦（夫）
タイプE	： 両親共に一定時間以上のパート勤務
タイプE'	： 両親ともパート勤務でいずれかの勤務時間が48時間未満
タイプF	： 両親共に無職

(4) 子どもの数と家庭類型の推計

計画期間中における子どもの数について、平成21～25年度の人口を基準として0歳～11歳の子どもの数を推計しました。

具体的な方法は、以下のとおりです。

- ① 各年齢におけるコーホート変化率（※）の平均を計算して、現在町内に居住している子どもの数の推移を推計する。

※コーホート変化率

例えばある年度の0歳児の数と1年後の1歳児の数を比較したもの

平成21年の0歳児：100人

平成22年の1歳児：105人 の場合は、1.05となる。

この場合に、平成25年の0歳児が100人であれば、平成26年の1歳児は105人と推計する。

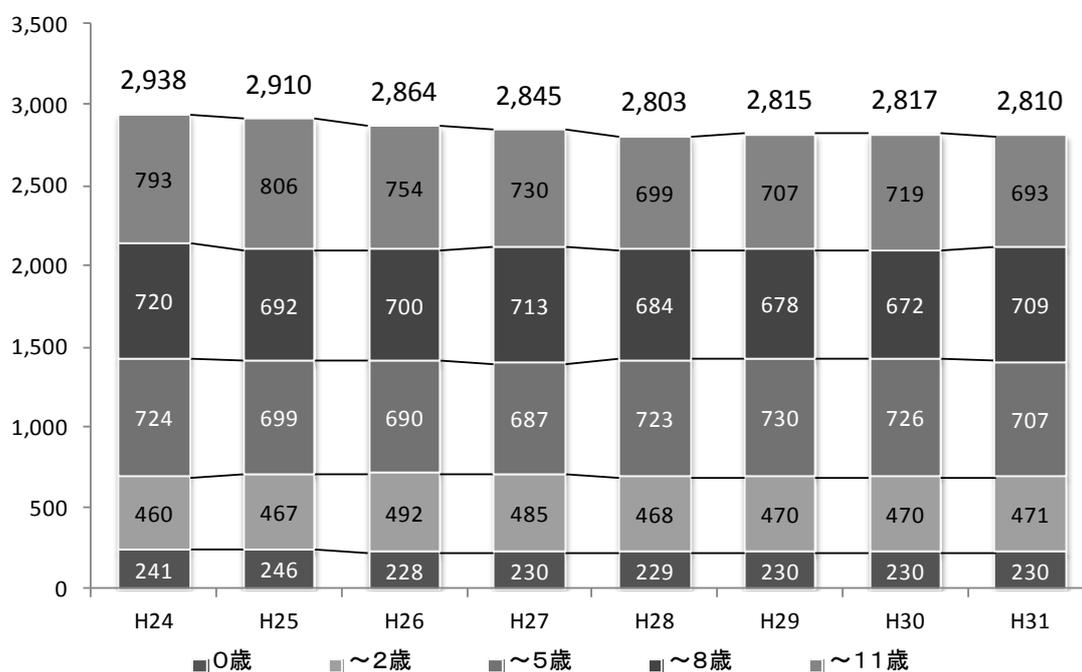
- ② 出生数については、出産適齢期の女性（15歳～49歳）の人口を①と同じ方法により推計し、年齢別の出生率により推計する。

以上の方法から推計した平成27～31年度の各4月1日現在における0～11歳の子どもの数は以下のとおりです。計画の対象となる子どもの数は、計画の初年度である平成27年度は2,845人ですが、最終年度である31年度には2,810人になると推定されます。

(単位：人)

	実績		予想					
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
0歳	241	246	228	230	229	230	230	230
1歳	233	238	249	230	233	232	233	233
2歳	227	229	243	255	235	238	237	238
3歳	244	217	229	243	254	235	238	237
4歳	236	245	215	228	241	253	234	236
5歳	244	237	246	216	228	242	254	234
6歳	226	240	233	242	212	225	238	249
7歳	226	226	238	231	239	211	222	235
8歳	268	226	229	240	233	242	212	225
9歳	249	272	227	228	240	234	242	213
10歳	281	251	273	227	230	241	234	243
11歳	263	283	254	275	229	232	243	237
合計	2,938	2,910	2,864	2,845	2,803	2,815	2,817	2,810

(単位：人)



アンケート調査結果から推計される乳幼児の家庭類型は以下のとおりとなりました。共働きのタイプBやタイプC、専業主婦（夫）のタイプDで全体の9割近くを占めています。現状では専業主婦（夫）のタイプDが最も多くなっていますが、就労希望が満たされた場合を考慮した希望では父母のうちいずれか一方がフルタイム勤務、もう一方がパートタイム勤務となるタイプCが最も多くなっています。以下の推計では、希望の割合を用いて推計を行いました。

(単位：人・%)

	現在		希望	
	実数	割合	実数	割合
タイプA ひとり親	39	5.1%	39	5.1%
タイプB フルタイム×フルタイム	204	26.8%	232	30.5%
タイプC フルタイム×パートタイム (月120時間以上+下限時間~120時間の一部)	234	30.8%	268	35.3%
タイプC' フルタイム×パートタイム (下限時間未満+下限時間~120時間の一部)	24	3.2%	23	3.0%
タイプD 専業主婦（夫）	255	33.6%	192	25.3%
タイプE パート×パート (双方月120時間以上+下限時間~120時間の一部)	2	0.3%	4	0.5%
タイプE' パート×パート (いずれかが下限時間未満+下限時間~120時間の一部)	0	0.0%	0	0.0%
タイプF 無業×無業	2	0.3%	2	0.3%
全体	760	100.0%	760	100.0%

2 教育・保育

計画期間である平成 27 年度から平成 31 年度にかけての保育所や幼稚園などの教育・保育の量の見込みと提供体制の確保状況は以下のとおりです。

(単位：人)

		H27	H28	H29	H30	H31		
1号認定 (満3歳以上の学校教育のみの就学前子ども)	量の見込み	76	80	81	81	79		
	確保方策	(町内分)	45	69	69	69	69	
		(町外分)	48	46	46	46	47	
2号認定 (満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども)	幼稚園	量の見込み	32	34	34	34	33	
		確保方策	(町内分)	0	0	0	0	0
			(町外分)	32	34	34	34	33
	保育所等	量の見込み	551	580	586	583	568	
		確保方策	(町内分)	604	641	636	640	609
			(町外分)	0	0	0	0	0
3号認定 (満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども)	0歳	量の見込み	45	45	45	45	45	
		確保方策	(町内分)	47	47	47	47	47
			(町外分)	0	0	0	0	0
	1・2歳	量の見込み	240	232	233	233	233	
		確保方策	(町内分)	164	164	239	239	239
			(町外分)	0	0	0	0	0
合計	幼稚園	量の見込み	108	114	115	115	112	
		確保方策	(町内分)	45	69	69	69	69
			(町外分)	80	80	80	80	80
	保育所等	量の見込み	836	857	864	861	846	
		確保方策	(町内分)	815	852	922	926	895
			(町外分)	0	0	0	0	0

(1) 1号認定及び2号認定の幼稚園希望者について

(量の見込み)

幼稚園通園者については平成 25 年度実績(104 人)と、ニーズ量が最大となる平成 29 年度の水準(115 人)はおおむね一致しており、ニーズは満たされていると考えられます。

(提供体制の確保内容・取組の方向性)

町内児童の通園実績や定員設定状況を考慮し、各年度のニーズ量に応じた確保を図ります。

ニーズ量が最大となる平成 29 年度を例にとると、町内で 69 人、富士吉田市内で 80 人(同市内には幼稚園が 5 園あることから、1 園当たり 16 人の確保を図る)分の確保を計画します。未就学児の教育ニーズの高まりを受け、同市および事業者との連携を図るなか、現状水準を確保してまいります。

(2) 2号認定の保育所希望者及び3号認定について

保育所通所者については、平成25年度中の通所実績は、全体で723人、最大ニーズ量は平成29年度の864人となっており、実績を上回るニーズが認められます。

なお、年齢により受け入れに必要な条件（施設・保育職員等）が異なるため、各年代別の対応策を示します。

① 0歳児、1・2歳児（共に3号認定）

（量の見込み）

保育の必要性が高い家庭類型となるA、B、C、Eに属する家庭のうち、共に3号認定となる、0歳児、および1・2歳児の保育所の利用希望は、平成27年度で計285人でした。

なお、直近実績は計162人であり、これらの年代に対応する定員として、全体定員の内数として205人を設定しています。よって、この年代については、実績・定員を上回るニーズが認められます。

（提供体制の確保内容・取組の方向性）

0歳児については、乳児を中心に受け入れているこもも保育所や勝山保育所を中心にニーズに対応する確保を図ります。

また、1・2歳児については同所に加え、船津保育所はじめ町営保育所や認定こども園との連携により町内での供給体制を確保するものとします。計画期間中は利用動向を注視し、平成29年度を目途に、当該年齢に係る定員の扱い方等の検討を行うなかで、供給体制の確保を目指します。

なお、本取組による平成31年度における保育利用率（推計人口に占める利用希望者の割合）は0歳児で19.6%、1・2歳児で49.5%となります。

② 3～5歳児（2号認定）

（量の見込み）

保育の必要性が高い家庭類型となるA、B、C、Eに属する家庭のうち、2号認定となる、3～5歳児が保育所を希望する場合については、利用実績に鑑みて、従来の保育利用率をもとに推計しました。利用希望は平成29年度で計586人でした。

（提供体制の確保内容・取組の方向性）

直近の利用実績は計561人でした。現状の実績と同等の利用を見越した推計値に基づいて定員設定する方針であり、引き続き供給体制の確保はなされるものと考えます。

3 地域子ども・子育て支援事業

計画期間である平成 27 年度から平成 31 年度にかけての地域子ども・子育て支援事業に位置づけられた事業の量の見込みと提供体制の確保状況は以下のとおりです。

◆アンケート結果から量の見込みを推計する事業

(単位：人)

		H27	H28	H29	H30	H31	
時間外保育	量の見込み	113	114	115	114	113	
	確保方策	113	114	115	114	113	
放課後児童健全育成	低学年	量の見込み	289	277	274	272	287
		確保方策	289	277	274	272	287
	高学年	量の見込み	109	105	106	108	104
		確保方策	109	105	106	108	104
	(確保方策・合計)		398	382	380	380	391
子育て短期支援	量の見込み	0	0	0	0	0	
	確保方策	0	0	0	0	0	
地域子育て支援拠点	量の見込み	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	
	確保方策	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	
一時預かり等	預かり保育・定期的利用	量の見込み	337	355	358	356	347
		確保方策	4,734	4,983	5,031	5,004	4,872
			(町内分)	1,170	1,232	1,244	1,237
	その他	確保方策	3,901	4,106	4,145	4,123	4,015
		量の見込み	1,859	1,875	1,888	1,883	1,862
		確保方策	(一時保育)	120	120	120	120
	(ファミサポ)	39	55	68	63	42	
病児保育等	量の見込み	207	209	211	210	208	
	確保方策	0	0	0	0	260	
子育て援助活動支援	量の見込み	低学年	217	208	206	204	215
		高学年	211	202	204	208	200
	確保方策	576	576	576	576	576	

(1) 時間外保育事業

(量の見込み)

最大ニーズ量は 115 人（平成 29 年度）、直近の実績は 114 人です。実績とニーズ量がほぼ同水準であり、ニーズが満たされていると考えられます。

(提供体制の確保内容・取組の方向性)

町営保育所を中心に円滑に時間外保育事業が行われており、船津保育所についてはさらに預かり時間を延長した取組を行っています。こうした取組により引き続き現状水準を確保していきます。

(2) 放課後児童健全育成事業

(量の見込み)

低学年の放課後児童クラブの登録者は直近時で 310 人でしたが、ニーズ

量が最大となる平成27年度の利用希望者数は289人でした。

また、高学年については、直近時の登録者69人に対し、ニーズ量が最大となる平成27年度の利用希望者数は109人となっています。

(提供体制の確保内容・取組の方向性)

低学年と高学年を合算した全体としては、実績と希望がほぼ同水準であり、ニーズは満たしていると考えられるため、現行体制での確保を基本として取り組みます。基準に沿った実施による質の確保を行うため、クラブの利用者には平成27年度より応分の負担を頂くと共に、平成28年度には施設整備を進めます。

(3) 子育て短期支援事業

実績値、推計値共に該当者はありませんでした。

(4) 地域子育て支援拠点事業

(量の見込み)

直近時の利用実績としては、児童延べ7,057人が利用しているため、実績に即し、ニーズ量は延べ7,500人と算定しました。

(提供体制の確保内容・取組の方向性)

子ども未来創造館における「つどいの広場」は開設日数が年間141日(週3日)であり、今後更なるニーズ量の伸びへの対応の余地があります。

未就園児自身の遊びを通じた発達を助けると共に、同世代の子どもを持つ親同士のつながりづくりのための中核的な取組として、子ども未来創造館において開催される各種事業とあわせ、今後もカリキュラムの充実を図ります。

(5) 一時預かり等

① 幼稚園で行われる一時預かり

(量の見込み)

幼稚園で行われる預かり保育については、教育・保育事業において推計を行った幼稚園希望者への対応ができれば、満たすことができると考えられます。なお、推計された最大ニーズは5,389人(平成29年度)でした。

(提供体制の確保内容・取組の方向性)

推計ニーズ量を、幼稚園への通園実態に即して確保するものとします。

② その他の一時預かり

(量の見込み)

その他の一時預かりについては、推計された最大ニーズは 1,888 人(平成 29 年度)でした。

(提供体制の確保内容・取組の方向性)

現時点においては町内 1 事業所でのみ対応しており、対応可能人数は年間 120 人日(1 か月当たり 10 人日×12 か月)と算定されます。本計画期間内においては町営保育所もあわせた形でのサービス量確保を目指し、平成 28 年度を目途とした一部実施を目指します。

「みる人がいない」という子育て世帯にとっては、突発的な事象に対応するために有効な事業であることから、利用者の使い勝手にも配慮する形での事業構築を進めます。

(6) 病児・病後児に関する保育事業（病児保育事業）**(量の見込み)**

最大ニーズとして、年間延べ 211 人（平成 29 年度）の利用が推計されています。

(提供体制の確保内容・取組の方向性)

近隣自治体や病院等との連携を図るなか、平成 30 年度末を目途に病後児保育サービスの実施に向けて、取組を進めていきます。

(7) 子育て援助活動支援事業**(量の見込み)**

利用希望者が週 1 回の利用をするものと仮定したニーズにおいて、最大で低学年延べ 217 人、高学年延べ 211 人（平成 27 年度）の利用希望が推計されています。

(提供体制の確保内容・取組の方向性)

利用希望人数は平日 1 日当たり約 2 人といえます。現状のまかせて（提供）会員（93 人・依頼会員との重複あり）が、2 カ月に 1 度預かりを実施することで対応できるニーズ量であることから、確保は可能と考えられます。

◆これまでの実績等から量を見込む事業

(単位：設置箇所、件)

		H27	H28	H29	H30	H31
利用者支援	量の見込み	0	0	0	0	0
	確保方策	0	0	0	0	0
妊婦に対する健康診査	量の見込み	3,220	3,206	3,220	3,220	3,220
	確保方策	3,220	3,206	3,220	3,220	3,220
乳児家庭全戸訪問	量の見込み	230	229	230	230	230
	確保方策	230	229	230	230	230
養育支援訪問	量の見込み	43	42	42	42	43
	確保方策	43	42	42	42	43

(量の見込み・提供体制の確保内容・取組の方向性)

(8) 利用者支援

現在は福祉推進課の窓口や子ども未来創造館において、全般的な案内を行っています。来年度以降、専門職（社会福祉士・精神保健福祉士）の増員等により相談体制の充実を図っていきます。

また、地域に密着した町立保育所においても子育て相談を随時実施していきます。

(9) 妊婦に対する健康診査

妊婦一人につき14回の健診を行います。

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

各年度の0歳児の全家庭に訪問します。

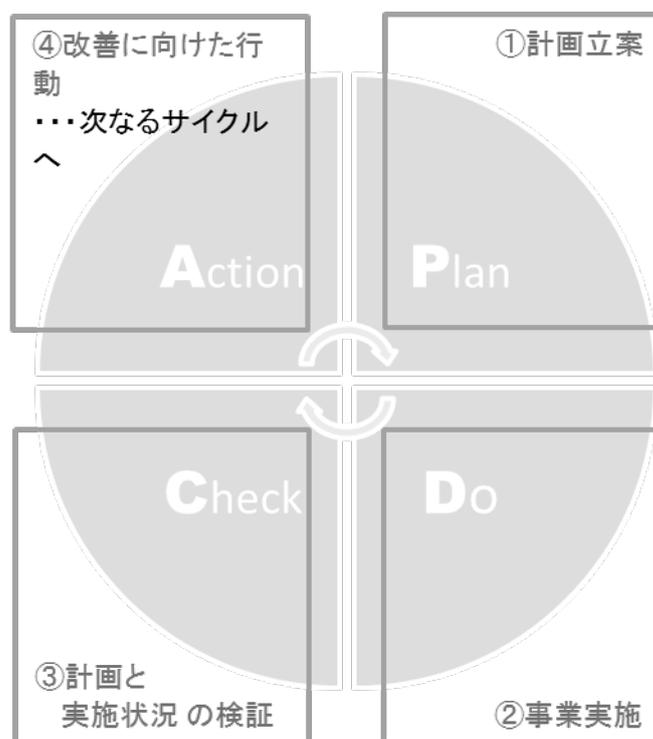
(11) 養育支援訪問事業

直近3カ年（平成23年度～平成25年度）の平均である42件を目安に支援が必要な家庭に対して実施します。

第9章 計画の推進と子ども・子育て会議を中心とした評価・検証

1 富士河口湖町子ども・子育て会議によるPDCA^(※)サイクルの着実な実施

この計画は、富士河口湖町子ども・子育て会議が計画策定から、策定後の事業実施の状況の評価・検証に関与することで、必要に応じて改善に向けた動きがとれるような形で推進していきます。



※ PDCA（ピーディーシーエー）サイクル：業務の過程を管理する手法の一つ。Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Action（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善することを目指すもの。

2 計画の評価

この計画に基づく事業の実施状況などについて、毎年度、富士河口湖町子ども・子育て会議において点検、評価を行い、その結果を公表します。

3 計画の見直し

第8章で推計を行った子どもの数や実際の施設やサービスの利用状況が、この計画で見込んだ量と大きく乖離する場合や、その他子ども・子育て会議による評価・検証の結果、計画の見直しが必要な場合には、必要に応じて随時計画の見直しを行います。なお、この見直し後の計画についても計画期間は平成31年度までとします。

富士河口湖町子ども・子育て会議委員名簿

氏名	役職名	備考
外川 正純	町議会 文教社会常任委員長	～H26年9月
三浦 康夫	町議会 文教社会常任委員長	H26年9月～
佐藤 安子	町議会 女性議員	
流石 力夫	町主任児童委員	委員長
渡辺 洋	企業代表	
伊藤 正一	町教育委員	～H26年12月
北澤 良男	町教育委員	H26年12月～
渡辺富美夫	町校長会長	
三浦 和雄	町小中学校PTA連合会長	
渡辺 敬太	町保育所保護者連合会長	
渡辺かな江	こもも保育所長	
横田 聖美	Fuji こどもの家バンビーノの森	
関 弥生	ファミリーサポートセンター保育士	
大國 洋子	子育てサポーター	
渡辺 弘子	子育てサークル	
外川 浩美	放課後児童クラブ児童厚生員	
庄司マリア	マリア国際幼稚園長	

富士河口湖町子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年 3 月発行

発行／富士河口湖町 福祉推進課

〒401-0392 山梨県南都留郡富士河口湖町船津 1700 番地

TEL : 0555-72-6028 / FAX : 0555-72-6027

富士河口湖町ホームページ

<http://www.town.fujikawaguchiko.lg.jp/>